

あるのは「前年以前五年内」と、同令第二十二条の七の二第二項中「若しくは第七十七条第一項」とあるのは「若しくは第七十七条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第五条第一項の規定により適用される場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「同法第六十九条」とあるのは「所得税法第六十九条」と、「前年以前三年内」とあるのは「前年以前五年内」とする。

前項の規定の適用がある場合において、その者の有する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の五第四項又は第四十五条の五の二第四項に規定する通算後譲渡損失の金額の生じた年がその者の有する特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該通算後譲渡損失の金額は当該特定雑損失金額よりも古い年に生じたものとして、租税特別措置法施行令第二十六条の七及び第二十六条の七の二の規定を適用する。

法第五条第一項の規定の適用がある場合における灾害減免法第三条の規定の適用については、同条第五項中「三年以内」とあるのは「五年以内」と、「第七十一条第一項」とあるのは「第七十一条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第五条第一項の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「同項又は同法」とあるのは「所得税法第七十一条第一項又は」と

前項の規定のある場合における災害減免令第九条第一項の適用については、災害減免令第九条第二項中「三年以内」とあるのは「五年以内」と、「第七十一条第一項」とあるのは「第七十一条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第五条第一項の規定により適用される場合を含む。）」とする。
（棚卸資産の損失に含まれるやむを得ない支出の範囲等）

第五条 法第六条第一項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、所得税法施行令第二百三十三条各号に掲げる費用の支出とする。

居住者が平成二十一年分の所得税について法第六条第一項の規定の適用を受ける場合において、同項の規定によりその者の同年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する同項に規定

第八条 法第六条第一項から第三項までの規定の適用を受ける居住者の平成二十一年において生じた純損失の金額（所得税法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額をいう。以下この条及び次条において同じ。）については、所得税法第一百四十条第一項中「には、当該申告書」とあるのは、「第一百四十二条第二項（純損失の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものが含まれている場合を除く。」には、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第六条第五項（被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等）に規定する確定申告書、修正申告書又は更正請求書として、同条及び同法第一百四十二条の規定を適用する。

定する棚卸資産損失対象額のうちに保険金、損害賠償金、見舞金その他これらに類するものにより補填される部分の金額があるときは、当該補填される部分の金額は、その者の同年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入するものとする。

(固定資産に準ずる資産の範囲等)

第六条 法第六条第二項に規定する政令で定める資産は、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に係る繰延資産(所得税法第二条第一項第二十号に規定する繰延資産をいう。第九条第一項第二号において同じ。)のうち、まだ必要経費に算入されていない部分とする。

所得税法施行令第四百四十二条及び第四百四十三条の規定は、法第六条第二項から第四項までに規定する資産について生じたこれらの規定に規定する固定資産震災損失額、山林震災損失額及び業務用資産震災損失額を計算する場合について準用する。この場合において、同令第四百四十二条第三号中「当該損失の生じた日の属する年分」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」第六条第二項又は第四項(被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等)に規定する固定資産震災損失額又は業務用資産震災損失額が生じた日の属する年の前年分」と読み替えるものとする。

る場合であつて、当該棚卸資産震災損失額に係る保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額があるときは、当該補填される部分の金額を控除した金額)に達するまでの金額とする。

法第七条第四項第四号に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、所得税法施行令第二百三条各号に掲げる費用の支出とする。

4 法第七条第四項第四号に規定する棚卸資産震災損失額に係る保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額がある場合における同号に規定する事業資産震災損失額の計算においては、当該補填される部分の金額は、棚卸資産震災損失額に含まれないものとする。

5 法第七条第四項第六号に規定する政令で定める純損失の金額は、その者の平成二十三年における

失金額と当該被災純損失金額以外の純損失の金額（同条第一項に規定する平成二十三年純損失金額及び同条第二項に規定する平成二十三年特定純損失金額に該当するものを除く。）がある場合における所得税法第一百四十二条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となる純損失の金額は、当該被災純損失金額以外の純損失の金額から順次成るものとする。

（純損失の繰越控除の特例）

第九条 法第七条第一項各号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 固定資産（所得税法第二条第一項第十八号に規定する固定資産をいう。）東日本大震災による損失が生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして同法第三十八条第一項又は第二項の規定を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額

二 繰延資産 その繰延資産の額からその償却費として所得税法第五十条の規定により東日本大震災による損失が生じた日の属する年の前年以前の各年分の不動産所得の金額・事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入される金額の累積額を控除した金額

適用される場合を含む。以下この条において同じ。」と、「同法第六十九条」とあるのは「所得税法第六十九条」と、「前年以前三年内」とあるのは「前年以前五年内」とする。

前項の規定の適用がある場合において、その者の有する租税特別措置法第四十一条の五第四項又は第四十一条の五の二第四項に規定する通算後譲渡損失の金額の生じた年がその者の有する特例対象純損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該通算後譲渡損失の金額は当該特例対象純損失金額よりも古年に生じたものとして、租税特別措置法施行令第二十六条の七及び第二十六条の七の二の規定を適用する。

(震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除)

第十条 法第八条第一項に規定する政令で定める著しい被害は、被災者生活再建支援法施行令

6 法第七条第一項から第三項までの規定により
いて生じた純損失の金額のうち、同年において
生じた所得税法第七十条第二項各号に掲げる損
失の金額に達するまでの金額とする。

7 法第七条第一項から第三項までの規定により
所得税法第七十条の規定を適用する場合における
所得税法施行令第二百一条第一項及び第二百
四条第二項の規定の適用については、これらの
規定中「前年以前三年内」とあるのは、「前年
以前五年内」とする。

前項の規定の適用がある場合において、その
者の有する他の純損失金額（法第七条第一項か
ら第三項までに規定する平成二十三年純損失金
額、被災純損失金額及び平成二十三年特定純損
失金額（以下この条において「特例対象純損失
金額」という。）以外の純損失の金額をいう。
以下この項において同じ。）又は第三条第五項
に規定する他の純損失金額の生じた年がその者
の有する特例対象純損失金額の生じた年又はそ
の翌年であるときは、当該他の純損失金額又は
当該他の純損失金額は当該特例対象純損失金額
よりも古い年に生じたものとして、所得税法施
行令第二百一条第一項及び第二百四条第二項の
規定を適用する。

8 法第七条第一項から第三項までの規定の適用
がある場合における租税特別措置法施行令第二
十六条の七及び第二十六条の七の二の規定の適
用については、同令第二十六条の七第二項及び
第二十六条の七の二第二項中「同法第七十条

(平成十年政令第三百六十一号) 第一条各号に規定する被害とする。

2 沿第八条第二項は規定する給料所得金額に、所得金額及び山林所得金額の合計額は、租税特別措置法第八条の四第三項第三号、第二十八条の四第五項第二号、第三十一条第三項第三号(同法第三十二条第四項において準用する場合)

を含む。）、第三十七条の十第六項第五号（同法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）又は第四十一条の十四第二項第四号の規定の適用がある場合には、これらの規定により読み替わる所専従法第二十七条第一項

3 法第八条第二項の規定による控除をすべき金
　　より該の都次に付した所得税法第七十一条第一項
　　第一号に規定する総所得金額、退職所得金額及
　　び山林所得金額の合計額とする。

額は、同項に規定するその年分の所得税法第九十二条第一項に規定する所得税額から控除する。

8 法第八条第二項の規定の適用がある場合における同項の規定により確定申告書に添付すべき書類に」とする。

二 災害減免令第四条第三項(災害減免令第六条において準用する場合を含む。)の証票に記載された所得税法第八十十三条の規定による徴収を猶予すべき期間 当該期間の終了

又は第二十六条の規定による更正（当該更正の請求に基づき、法第四条第一項の規定を適用する場合に限る。）を受けた場合において、当該更正の請求に係る法第四条第二項に規定する更正請求書の提出前に平成二十三年に支払を受けるべき給与等、公的年金等又は報酬等につきま

については、同法第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項及び第四十一条の十八の三第一項中「合計額をいう」とあるのは、

「合計額から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第八条第一項に規定する震災関連寄附金の額を控除した金額をいう」とする。

第二項及び第五条の七第一項中「規定並びに」とあるのは「規定」と、「規定を」とあるのは「規定並びに」東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第八条第二項の規定を」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

2 公的年金等又は報酬等の金額が当該徴収猶予限度額に達したこと。
四 災害減免令第十条第二項の証票に記載された同項に規定する徴収猶予期間
終了 税務署長は、前項の規定により同項第一号又は第三号に定める事実が生じたものとみなされ
は第三号に定める事実が生じたものとみなされ

規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、かつ、当該更正に係る国税通則法第二十一条第一項に規定する更正通知書の送達があつた日ににおいて現に当該申請書に係る災害减免法第三条第二項から第五項までの規定による徵収の猶予を受けているときは、当該徵収の猶予に係る第一項各号に掲げる期間又は限度額についても、当該更正通知書の送達があつた日において現に

第六項第二号イ中「合計額をいう」とあるのは、「合計額から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第八条

る。
住者（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。）に課する所得税の課税標準及び所得税の額を計算する場合について準用す

百八十三条、第二百三条の二又は第二百四条第一項の規定による徴収を猶予すべき理由がなくなった旨を、当該徴収を猶予していた給与等、公的年金等又は報酬等の支払者に通知するものとする。

て、当該各号に定める事実が生じたものとみなす。
第二項から第四項までの規定は、前項の規定
の適用がある場合について準用する。

ける租税特別措置法第四条の五の規定の適用については、同条第六項中「規定並びに」とある

第十二条 平成二十二年分の所得税について法第四条第一項の規定の適用を受けようとする者が、同条第二項に規定する確定申告書又は修正

する者が災害減免法第三条第二項又は第五項の規定による徴収の猶予を受けている日雇給与を受ける者であるときは、当該日雇給与を受ける者は、第一項の規定により同項第二号又は第四

正請求書（同条第一項の規定の適用を受けようとするものに限る。）を提出した者は、その提出の日以後に、同条第一項に規定する損失対角金額が平成二十三年に生じたものとして災害対応免査令第四条第一項告しくは第三項

条の規定の適用については、「所得税法」と「とする」とあるのは「と、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第八条第二項中「受けるもの」とあるのは

拠を受けるべき給与等　公の年金等又は報酬等につき災害減免令第四条第一項若しくは第三項（これらの規定を災害減免令第六条において準用する場合を含む。）第八条第三項又は第十条

第一項に規定する申請書を納税地の所轄稅務署長に提出し、かつ、当該確定申告書又は修正申告書の提出の日において現に当該申請書に係る災害减免法第三条第一項から第五項までの規定による徴収の猶予を受けているときは、当該徴収の猶予に係る次の各号に掲げる期間又は限度額については、当該確定申告書又は修正申告書の提出の日において、当該各号に定める事実が生じたものとみなす。

一 災害减免令第四条第二項（災害减免令第六条又是第八条第四項において準用する場合を含む。）の通知に係る所得稅法第百八十三条第二百三条の二又は第二百四条第一項の規定による徴収を猶予すべき期間 当該期間の終了

二 災害减免令第四条第三項（災害减免令第六条において準用する場合を含む。）の証票に記載された所得稅法第百八十三条の規定による徴収を猶予すべき期間 当該期間の終了

三 災害减免令第十条第二項の通知に係る同項に規定する徴収猶予限度額 その者に支払われた給与等（日雇給与（災害减免令第四条第一項に規定する日雇給与をいう。第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）、公的年金等又は報酬等の金額が当該徴収猶予限度額に達したこと。

四 災害减免令第十条第二項の証票に記載された同項に規定する徴収猶予期間 当該期間の終了

第一項の規定により同項各号に定める事実が生じたものとみなされた者について平成二十三年に災害減免令第九条第二項に規定する繰越損失の金額を基として災害減免令第十四条の規定による場合において、その者が当該更正申請書を提出したときは、その者に係る災害減免令第九条第二項の規定の適用については、同項第一号及び第一号中「この号の相定」とあるのは、「この号及び第三条の二第一項から第五項まで又は前条第一項の規定」とする。

平成二十二年分の所得税について法第四条等第一項の規定の適用を受けるために国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三条等第一項の更正の請求をした者が、同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正（当該更正の請求に基づき、法第四条第一項の規定を適用する場合に限る。）を受けた場合において、当該更正の請求に係る法第四条第二項に規定する更正請求書の提出前に平成二十三年に支払を受けたとき等、公的年金等又は報酬等につき害減免令第四条第一項若しくは第三項（これらとの規定を災害減免令第六条において準用する場合を含む。）第八条第三項又は第十条第一項に規定する申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、かつ、当該更正に係る国税通則法第二十八条第一項に規定する更正通知書の送達があつた日において現に当該申請書に係る災害減免令第三条第二項から第五項までの規定による徵収の猶予を受けているときは、当該徵収の猶予に係る第一項各号に掲げる期間又は限度額については、当該更正通知書の送達があつた日において、当該各号に定める事実が生じたものとみなす。

第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。

平成二十二年分の所得税について法第四条等第二項に規定する確定申告書、修正申告書又は更正請求書（同条第一項の規定の適用を受けようとするものに限る。）を提出した者は、その提出の日以後に、同条第一項に規定する損失対角金額が平成二十三年に生じたものとして災害減免令第四条第一項若しくは第三項（これらの規定を災害減免令第六条において準用する場合を除く。）、第五条（災害減免令第六条において準用する場合を含む。）第八条第三項又は第十条

域に該当しないこととなる区域、當該提出企業立地促進計画の福島復興再生特別措置法第十八条第四項の規定による提出のあった日から当該変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日までの期間

4 法第十条の二第一項の表の第三号の第五欄に規定する政令で定めるものは、福島復興再生特別措置法第八十五条の五に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物その他復興庁令で定める減価償却資産のうち、同号の第一欄に掲げる個人の同法第八十五条の二第六项に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に記載されたものとする。

5 法第十条の二第三項の規定による控除をするべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同号第三項に規定する配当金の額の頂部からこれを差し引く。

興再生特別措置法第十七条の五第一項に規定する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画(以下この項において「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」という。)に記載された同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域(以下この項において「認定特定復興再生拠点区域」という。)の変更に係る次の各号とする。

一 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興再生特別措置法第十七条の四等一項の変更の認定があつたことにより新たに認定特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域 当該区域に該当する同法第三十一条に規定する避難解除区域等(次号において「避難解除区域等」という。)に係る同法第四号イ、ロ、ニ若しくはホに掲げる指条第四号イ、ロ、ニ若しくはホに掲げる指

額から控除する。この場合において、当該所得の額から控除をするべき金額があるときは、まず当該所得の額を控除し、次に法第十条の二の二第三項の規定による控除をすべき金額を控除する。

法第十条の二の二第三項に規定する所得税の額として政令で定める金額は、同項及び同条第四項の規定並びに税額計算特例規定を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうちに事業所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

法第十条の二の二第四項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得の額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額及び法第十条の二の二第三項の規定による控除をすべき金額があるときは、まず当該配当控除の額及び同項の規定による控除をすべき金額を控除し、次に同条第四項の規定によ

法第十条の二の二第四項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額及び法第十条の二の二第三項の規定による控除をすべき金額があるときは、まず当該配当控除の額及び同項の規定による控除をすべき金額を控除し、次に同条第四項の規定による控除をすべき金額を控除する。

法第十条の二の二第三項又は第四項の規定の適用がある場合における事業所得税額計算特例法規定の適用については、租税特別措置法施行令会第五条の三第八項中「規定並びに」とあるのは、「規定」と「規定を」とあるのは「規定並びに」である。

る控除をすべき金額を控除する。
法第十条の二の二第三項又は第四項の規定の適用がある場合における事業所得税額計算特例規定の適用については、租税特別措置法施行令第五条の三第八項中「規定並びに」とあるのは「規定」と、「規定を」とあるのは「規定並びに」東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二の二第三項及び第四項の規定を」とする。
(特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)

第十二条の三 法第十条の第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成二十三年三月十一日において特定被災区域（東日本大震災により被害を受けた地域をその区域とする市町村の区域であつて東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律

（二）区域内に居住していた者 第百二十二号）第三条第一項に規定する復興特別区域基本方針に即して内閣総理大臣が定める区域をいう。次号において同じ。）内に所在する事業所に雇用されていた者 平成二十三年三月十一日において特定被災

法第十条の三第一項の規定による控除をすべ

き金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の三第一項の規定による控除をすべき金額を控除する。

して政令で定める金額は、同項の規定及び税額計算特例規定を適用しないで計算した年の分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金

額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうちに事業所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

4 法第十条の三第一項の規定の適用がある場合における事業所得税額計算特例規定（租税特別措置法第十条の五第一項及び第二項並びに第十一項

条の五の第四第一項から第四項までの規定を除く。次条第九項及び第十二条の三の三第六項において同じ。)の適用については、且税寺川昔

おいて同じくの適用は、和解特別法置法施行令第五条の三第八項中「規定並びに」とあるのは「規定」と、「規定を」とあるのは

「規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三第一項の規定を」とする。

内閣総理大臣は、第一項第一号の規定により区域を定めたときは、これを告示する。

(企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)

第十二条の三の二 法第十条の三の二第一項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得定による控除をすべき金額は、その年分の所得

額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三

項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の三

の二第一項の規定による控除をすべき金額を控除する。

2 法第十一条の三の一第一項に規定する所得税の額として政令で定める金額は、同項の規定及び税額計算特例規定を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子、所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、

事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額の二分の一に相当する全額及び雑所得の金額の合計額のうちに事業所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

3 法第十条の三の二第一項の表の第一号の第一欄に規定する政令で定める期間は、福島復興再生特別措置法第十九条第一項に規定する提出企業立地促進計画（次項第二号において「提出企業立地促進計画」という。）に定められた同法第十八条第二項第二号に規定する企業立地促進区域（以下この項及び次項第二号において「企業立地促進区域」という。）の同欄の変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた日から同日又は当該企業立地促進区域内に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいづれか遅い日以後七年を経過する日までの期間とする。

4 法第十条の三の二第一項の表の第一号の第二欄に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同欄に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 法第十条の三の二第一項の表の第一号の第一欄に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過するまでの期間内に同欄に掲げる個人が福島復興再生特別措置法第二十条第四項に規定する認定事業者に該当しないこととなつた場合 当該個人が当該認定を受けた日からその該当しないこととなつた日までの期間

二 法第十条の三の二第一項の表の第一号の第一欄に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過するまでの期間内に提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更（同欄に掲げる個人の当該認定に係る区域が企業立地促進区域に該当しないこととなるものに限る。）があつた場合 当該個人が当該認定を受けた日から当該変更について福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた日までの期間

5 法第十条の三の二第一項の表の第一号の第三欄に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成二十三年三月十一日において法第十一条の三の二第一項の表の第一号の第三欄に規定する避難対象区域（次号において「避難対象区域」という。）内に所在する事業所に勤務していた者

二 平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していた者

一 法第十条の三の二第一項の表の第二号の第三欄に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していた者

二 平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に居住していた者

法第十条の三の二第一項の表の第三号の第二

期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じて該各号に定める期間とする。

一欄に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に同欄に掲げる個人が福島復興再生特別措置法第八十五条

の二第四項に規定する認定事業者に該当しないこととなつた場合、当該個人が当該認定を受けた日からその該当しないこととなつた日

までの期間

一概に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までに福島復興再生特別措置法第八十五条第一項に規定する損

出新産業創出等推進事業促進計画（以下この号において「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。）の変更について同法第八十

四条第七項において準用する同条第四項の規定による提出があつたことにより計画区域（当該提出新産業創出等推進事業促進計画）

定められた同条第二項第一号に規定する新事業創出等推進事業促進区域をいう。以下この区域（同号二項第一号に規定する区域を意味する）を「本区域」として用いる。

号において同じ)の変更(同様に掲げる個人の当該認定に係る区域が計画区域に該当しないこととなるものに限る。)があつた場合

当該個人が当該認定を受けた日から当該掲出のあつた日までの期間

8 沿第十九条の三の二第一項の表の第三号の第二項に規定する政令で定める雇用者は、次に掲げる者とする。

一 法第十条の三の二第一項の表の第一号の第三欄に規定する避難対象雇用者等
二 次に掲げる者（前号に掲げる者を除く。）

イ 平成二十三年三月十一日において福島復興再生特別措置法第七条第六項に規定する

福島国際研究産業都市区域（口において「福島国際研究産業都市区域」という。）の区域内に所在する事業所に勤務していた者

口 平成二十三年三月十一日において福島国際研究産業都市区域の区域内に居住している者

法第十二条第二項の表の第一号、第二号、第三号又は第五号の上欄に掲げる個人の号の中欄に掲げる期間の末日の翌日から起算して二年以内の日でこれらの号の下欄に掲げる代替資産又は買換資産の取得をした日ができるものとして同項の税務署長が認定した日

二 法第十二条第二項の表の第三号又は第六号の上欄に掲げる個人 平成二十五年十二月三十一日

法第十二条第二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十六条の二第二項の規定により読み替えられた同条第一項の規定

の二第八項及び第九項の規定の適用については、同条第八項中「事項に」とあるのは「事項及びその者が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項又は第四項の居住者又は個人であること」にと、同項第一号亦及び第二号ニ中「により同条」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第一項の規定により法第四十一條」と、同条第九項中「同条第三十六項」とあらるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十五条第一項の規定により読み替えられた法第四十一

の規定により読み替えられた法第四十一条第二項「及び第二十六条の四第二十三項」とあるのは「及び同令第十五条第三項の規定により読み替えて適用される第二十六条の四第二十三項」とする。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)

第十五条の二 法第十三条の二第四項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。(一) 法第十三条の一第一項に規定する住宅被災者(以下この条において「住宅被災者」という。)が法第十三条の二第四項に規定する住年(以下この項において「居住年」とい

規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅等をいう。(一項において同じ。)を同一の年中に租税特別措置法第四十一条第一項の定めるところによりりの者の居住の用に供したときは、同号に規定する選択は、これらの住宅の特別特定再取得等係る法第十三条の二第四項に規定する再建特定住宅借入金等の金額の全てについてしなればならないものとする。

3 法第十三条の二第五項に規定する政令で定まる金額は、住宅の特別特定再取得等に係る対応の額又は費用の額(住宅被災者が当該住宅の特別再取得等をした居住用家屋若しくは既

適用については、同項中「から当該譲渡日の属する年の翌々年十二月三十一日までの間」とあるのは、「の属する年の翌年十二月三十一日まで」とする。
(被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例)

3 条第三十六項」と、「の添付」とあるのは「及び同令第十五条第一項の規定により読み替えられた法第四十一条第三十六項の財務省令で定める書類の添付」とする。

法第十三条第三項又は第四項の居住者又は個人が、これらの規定の適用を受けようとする場合における同条第五項第二号に規定する新規増

う。）から九年目に該当する年において同条第四項に規定する住宅の新築取得等（以下「等」という。）の項において「住宅の新築取得等」という、係る同条第四項に規定する再建住宅借入金額等（以下この項において「再建住宅借入金額等」という。）の金額につき、同条第一項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第

住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅等のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該住宅の特別特定再取得等に係る対価の額又は費用の額に、次の各項に掲げる家屋の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額。(以下この項において同じ。)から当該住宅の特別特定再取得等に

定める要件は、同条の債務処理に関する計画が第十七条第一項各号に掲げる要件の全てに該当することとする。
（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間等に係る特例）

改築等借入金等（次項において「新規増改築等借入金等」という。）の金額に係る租税特別措置法施行令第二十六条の四第二十三項の規定の適用については、同項中「定めるところにより」と、「り」とあるのは「定めるところにより」と、「書類の」とあるのは「書類及び東日本大震災

四十一一条の二の二の規定の適用を受けている場合

る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額とする。

一 当該居住用家屋若しくは既存住宅又は認定住宅等 これらの家屋の租税特別措置法施行令第二十六条第一項各号に規定する床面積

の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項に規定する從前家屋又は同条第二項に規定する從前増改築等家屋が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつたことを証する書類として財務省令で定める書類」とす。

法第四十一条又は第四十一（一条の二）の規定の適用を受けていた場合（前号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

二、当該増改築等をした家屋 当該増改築等を
要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分の床面積
占める割合

「該」とあるのは、「三井証」と「東京証」である。財務省令で定めるところによれば、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法の臨時特例に関する法律第十三章第一項に規定する従前家屋又は同条第二項に規定する従前増改築等家屋が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができない場合は、該場合であつて、財務省令で定めるところによれば、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法の臨時特例に関する法律第十三章第一項に規定する従前家屋又は同条第二項に規定する従前増改築等家屋が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができない場合は、該

4
る
新規増改築等借入金等の金額につき法第十三
条第三項又は第四項の規定の適用を受ける居住
者又は個人に係る租税特別措置法施行令第二十
六条の第四二十四項の規定の適用については、
同項中「三年内」とあるのは「三年内」と、
「事項に」とあるのは「事項及び東日本大震災

の規定の適用を受けていたかでなくとも、居住年から十年目に該当する年以後、居住年から十二年目に該当する年までの各年のうちの年において、当該住宅の新築取得等に係る法第十三条の二第四項に規定する再建特別特定住宅借入金等の金額につき、その者の選択により、同項の規定の適用を受けようとする場合

くなつたことを証する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合」と、同条第三十七項中「並びに同項」とあるのは「同項」と、「その他の書類」とあるのは「その他の書類並びに同項の財務省令で定める書類」とする。

新規住宅借入金等の金額につき法第十三条规定又は第四項の規定の適用を受ける居住者又は個人に係る租税特別措置法施行令第二十六条

の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項又は第四項の居住者又は個人であることに」と、「第二十六条の四第二十三項の規定により読み替えられた法第四十一条第三十六項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十五条第三項の規定により読み替えて適用される第二十六条の四第二十三項

する場合
前項第三号の場合において、住宅被災者が
二以上の法第十三条の二第四項に規定する住宅等
の特別特定再取得等（以下この項及び次項におい
て「住宅の特別特定再取得等」という。）をな
し、かつ、これらの住宅の特別特定再取得等を
した居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改
築等をした家屋又は認定住宅等（同条第四項に

の規定の適用を受けようとする場合における同条第三十六項及び第三十七項の規定の適用については、前条第一項の規定にかかわらず、同法第四十一条第三十六項中「当該」とあるのは、「当該」と、「場合」とあるの、「場合」であつて、財務省令で定めるところより東日本大震災の被災者等に係る国税関法律の臨時特例に関する法律（第四十一条

5

法第十三条の二第一項又は第四項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法施行令第二十六条の二第八項及び第九項の規定の適用については、同条第八項中「若しくは令和五年」とあるのは「から令和七年までの毎年」と、「居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十五項若しくは第十八項の規定により同条」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条の二第四項の規定により法第四十一条」と同項第一号ホ中「法第四十一条第十項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第一項」と、「同条」とあるのは「より法第四十一条」と、同号「同条第十七項」とあるのは「法第四十一条」とあるのは「震災特例法第十七条」とあるのは「震災特例法第十三条の二第五項」と、「控除限度額」とあるのは「再建特別特定控除限度額」と、同項第二号ニ中「法第四十一条第十項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第一項」と、「同条」とあるのは「法第四十一条」と、「その旨」その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等、買取再販認定住宅等の取得又は同項に規定する認定住宅等である同条第一項に規定する既

存住宅の取得で買取再販認定住宅等の取得に該当するものの以外のもののいずれに該当するかの別及びその適用に係る同条第十項に規定する認定住宅等が同項各号に掲げる家屋（同条第二十項の規定によりみなして適用される家屋を含む。）のいずれに該当するかの別（当該住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得である場合に限る。）とあるのは「その旨」と、同号末中「法第四十一条第十三項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第三項」と、同条第九項中「同条第三十六項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税問題の臨時特例に関する法律施行令第十五条の二第四項第一号の規定により読み替えられた法第四十一条第三十六項」と、「の添付」とあるのは「及び同号の規定により読み替えられた

農業生産の現状と問題

損失の繰越しの
イ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機
構（当該計画に係る責務者に対する責務）

第十六条 法第十五条第一項に規定する政令で定める者は、開設者、去、免去、召回日

が、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が審議して、この投資事業有限責任組合

二 債務者の有する資産及び負債につき前号に規定する事項に従つて資産評定が行われ、当該資産評定による価額を基礎とした当該債務者の貸借対照表が作成されていること。

三 前号の貸借対照表における資産及び負債の価額、当該計画における損益の見込み等に基づいて債務者に対して債務免除等をする金額について、

（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）

第十七条 法第十七条第一項に規定する政令で定める事実は、同項各号に掲げる法人について重生計画認可の決定があつたことに準ずる事実その債務処理に関する計画が次の各号に掲げる要件の全てに該当するものに限る。とする

一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則（公正かつ適正なものと認められるものであつて、次に掲げる事項が定められているもの（当該事項が当該準則と一体的に定められている場合を含む。）に限る。）に従つて策定されていること。

債務者の有する資産及び負債の価額の評定（次号において「資産評定」という。）に関する事項（公正な価額による旨の定めがあるものに限る。）

当該計画が当該準則に従つて策定されたものであること並びに次号及び第三号に掲

ハ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第五十九条第一項に規定する産業復興機構の組合財産である債権につき当該産業復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金融機関等（法人税法施行令第二十四条の二第一項第四号イからへまでに掲げる者をいう。ハにおいて同じ。）が債務免除等をすること。

二以上の金融機関等（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十条第一項

八 二以上の金融機 震災事業者再生支

関等（株式会社東日本大
陸幾萬去第二十条第一項

八 二以上の金融機関等（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十条第一項に規定する関係金融機関等）に該当するものに限り、当該計画に係る債務者に対する債権が投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産である場合における当該投資事業有

限責任組合契約等を締結している者を除く。）が債務免除等をすること。

第十条 の四二		号 第四二条第 一項第の四二		三 項 二 条 十 二 条 第 四 二		ト 一 条 九 号	
金 額 定 め る 各 号 に	日 生 じ た	日 又 は あ つ た		評 定 め る 各 号 に		損 金 算 入	損 金 算 入
各号に定める金額又は震災特例法第十七条第一項に規定する政令で定める事実が生じた日	生じた日又は震災特例法第十七条第一項に規定する政令で定める事実が生じた日	あつた日若しくは あつた日若しくは		各号に定める評定又は震災特例法第十七条第一項各号(被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例)に掲げる法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特別法に関する法律施行令(平成二十三年政令第百十二号。以下「震災特例法施行令」という。)第十七条第一項第一号イ(被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例)に規定する事項に従つて行う同項第二号の資産評定		(被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例)の規定により読み替えて適用する場合を含む	第三項の規定を東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。)第十七条第一項

二項 第八六 条十第一項 第二項										三ののの六六び号第表三条十第一号 第二条第十及三ののの一六			第五項 第三項 号口		
四項 同条第		五项 第二十一条 第二项 第三項		同条第		二号の貸借対照表		実げる事に掲げる事		実当該事	規定する事実	これら	日生じた	項条第四	
合の評価損益等の特例)の について債務免除等がある場 合の評価損益等がある場	同条第四項(震災特例法第 十七条第一項(被災法人に により読み替えて適用する 場合を含む。)の	第二十五条第三項(震災特 例法第十七条第一項の規定 により読み替えて適用する	第二十四条の二第一項第二 号の貸借対照表又は震災特 例法施行令第十七条第一項 第二号(被災法人について 債務免除等がある場合の評 価損益等の特例)の貸借対 照表	第二十四条の二第一項第二 号に掲げる事実又は震災特 例法第十七条第一項に規定 する政令で定める事実	第二十四条の二第一項第二 号に掲げる事実又は震災特 例法第十七条第一項(被災法 人について債務免除等があ る場合の評価損益等の特例) に規定する政令で定める事 実	これらの事実	これらの事実	法第二十五条第三項又は第 三十三条第四項(これらの 規定を震災特例法第十七条 第一項の規定により読み替 えて適用する場合を含む。)の 規定	生じた日又は震災特例法第 十七条第一項(被災法人に について債務免除等がある場 合の評価損益等の特例)に 規定する政令で定める事 実が生じた日	生じた日又は震災特例法第 十七条第一項(被災法人に について債務免除等がある場 合の評価損益等の特例)に 規定する政令で定める事 実が生じた日	生じた日又は震災特例法第 十七条第一項(被災法人に について債務免除等がある場 合の評価損益等の特例)に 規定する政令で定める事 実が生じた日				

第五項 二条 第六 項 第 八 六			第四項 二条 第六 項 第 八 六			第六項 二条 第六 項 第 八 六			第二項 二条 第六 項 第 八 六		
規 定 す る 事 実	同 項 の 規 定 す る 事 実	、 同 項 の 規 定 す る 事 実	四 項 三 条 第 三 十	金 額 各 号 に 定 め る	評 定 す る 事 実	金 額 各 号 に 定 め る	評 定 す る 事 実	金 額 各 号 に 定 め る	評 定 す る 事 実	金 額 各 号 に 定 め る	評 定 す る 事 実
災特例法第十七条第一項に規定する事が生じた日又は震災特例法第三十三条第四項に規定する場合を含む。)	同項（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	、法第三十三条第四項に	第三十三条第四項（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	七条第一項第二号の貸借対照表に計上されている価額を超える場合のその超える部分の金額	各号に定める場合の評価損益等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えられた法第三十三条第四項に規定する資産の震災特例法第十七条第一項に規定する政令で定める事実が生じた時の直前のその帳簿価額が震災特例法施行令第十一条第一項第二号の貸借対照表に計上されている価額を超える場合のその超える部分の金額	各号に定める金額又は震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する事項に従つて行う同項第二号の資産評定	各号に定める評定又は震災特例法施行令第十七条第一項第一号イ（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する事項に従つて行う同項第二号の資産評定	各号に定める評定又は震災特例法施行令第十七条第一項第一号イ（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する事項に従つて行う同項第二号の資産評定	各号に定める評定又は震災特例法施行令第十七条第一項第一号イ（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する事項に従つて行う同項第二号の資産評定	各号に定める評定又は震災特例法施行令第十七条第一項第一号イ（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する事項に従つて行う同項第二号の資産評定	規定により読み替えて適用する場合を含む。）の評定

条第十 の九百 の三	七百 び二 条十 第及 の七百	号第五 三条十 第二項第 二項第 の三百	八項 二条第 一百第 二百	口一項 十条第 号第二 第二百	項十 条十 第二百	
三又 十は 三第	とする	事実 掲げ る各号	条百 又は第 百十七 二七	入)損 金算	同項 二項 九条 第五十 第三第	入)損 金算 た日 が生 じ
に若 しくは 第三十三 条第四 項	権と する	掲げる事実又は震災特例法 第十七条第一項(被災法人につ いて債務免除等がある場合の評 価損益等の特例)に規定する政 令で定める事実の発生前 の原因に基づいて生じた債 権とする	号若 しくは第 百十七条 二各	法第五 十九条 第二項 損金算入) (震災特 例法第 十七条第一 項(被災法 人につ いて債務 免除等 がある場 合の評 価損 益等の 特例) に規定 する政 令で定 める事 実	第五十九 条第二項 (震災特 例法第 十七条第一 項の規 定によ り読み替 えて適用する 場合を含む。 口において同 じ。)	第五十九 条第二項 (震災特 例法第 十七条第一 項の規 定によ り読み替 えて適用する 場合を含む。 口において同 じ。)

ニ 建築物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額が五千万円以上である場合における当該建築物整備事業区域内において建設されたものであること。

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ 延べ面積が七百五十平方メートル以上であること。

ロ 建築物整備事業区域内において整備される公共施設の用に供される土地の面積の当該建築物整備事業区域の面積のうちに占める割合が百分の三十以上である場合における当該建築物整備事業区域内において建設されたものであること。

ハ 建築物整備事業区域内における当該建築物整備事業区域において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額が二千五百万円以上である場合における当該建築物整備事業区域内において建設されたものであること。

3 法第十七条の二第五項に規定する政令で定めるものは、法人税法施行令第四十八条の二第五項第五号に規定する所有権移転外リース取引とする。

4 法人（人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人を含む。以下この章において同じ。）が、その取得し、又は建設した建物及びその附属設備につき法第十七条の二第一項又は第二項（これらの規定のうち建築物整備事業に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合には、当該建物及びその附属設備につきこれららの規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等（中間申告書で法人税法第七十二条第一項各号又は第一百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載したもの及び確定申告書をいう。）に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第十七条の二の二 法第十七条の二の二第一項の表の第一号の第二欄に規定する政令で定める期間は、福島復興再生特別措置法第十九条第一項に規定する提出企業立地促進計画（以下この項において「提出企業立地促進計画」という。）に定められた同法第十八条第二項第二号に規定する企業立地促進区域（以下この項において

「企業立地促進区域」という。)の変更に係る次の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

業立地促進区域の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域、当該変更について福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた日から同日又は当該区域に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後七年を経過する日までの期間

二 当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更により企業立地促進区域に該当しないこととなる区域 当該提出企業立地促進計画の福島復興再生特別措置法第十八条第四項の規定による提出のあつた日から当該変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた日までの期間

法第十七条の二の二第一項の表の第二号の第五欄に規定する政令で定めるものは、福島復興再生特別措置法第七十五条の二に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物その他復興庁令で定める減価償却資産のうち、同号の第一欄に掲げる法人の同法第七十五条の四第一項の規定による報告に係る財務省令で定める書類に記載されたもの（当該報告につき、当該法人が同号の第四欄に規定する特定事業活動を適切に実施していることを証する書類として財務省令で定める書類の交付を受けた場合における該記載されたものに限る。）とする。

法第十七条の二の二第一項の表の第三号の第二欄に規定する政令で定める期間は、福島復興再生特別措置法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この項において「提出新産業創出等推進事業促進区域（以下この項において「計画区域」といふ。）」の変更に係る次の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 当該提出新産業創出等推進事業促進計画の変更について福島復興再生特別措置法第八十四条第七項において準用する同条第四項の規定による提出（以下この項において「変更の

二 提出」という。(が)あつたことにより新たに計画区域に該当することとなつた区域(次号に掲げる区域を除く。)当該変更の提出があつた日から令和八年三月三十日までの期間に計画区域に該当しないこととなつた区域(以下この号において「除外区域」という。)当該提出新産業創出等推進事業促進計画の福島復興再生特別措置法第八十四条第四項の規定による提出があつた日(当該除外区域が他の区域に該当することとなつたことにより新たに計画区域に該当することとなつた区域である場合には、当該他の変更の提出があつた日)から当該変更の提出があつた日までの期間

法第十七条の二の二第一項の表の第三号の第五欄に規定する政令で定めるものは、福島復興再生特別措置法第八十五条の五に規定する機械装置及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物その他復興庁令で定める減価償却資産のうち同号の第一欄に掲げる法人の同法第八十五条の二第六項に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に記載されたものとする。

(避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第十七条の二の三 法第十七条の二の三第一項及び第二項に規定する政令で定める期間は、福島復興再生特別措置法第十七条の五第一項に規定する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画(以下この条において「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」という。)に記載された同法第十七条の二第二項に規定する特定復興再生拠点区域(以下この条において「認定特定復興再生拠点区域」という。)の変更に係る次の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興再生特別措置法第十七条の四第一項の変更の認定があつたことにより新たに認定特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域(当該区域に該当する同法第三十六条に規定する避難解除区域等(次号において「避難解除区域等」という。)に係る同法第四条第四号イ、ロ、ニ若しくはホに掲げる指示(以下この号及び次号において「避難等指示」という。)が解除された日又は当該変更の認定があつた日のいずれか早い日から当該

二 避難等指示が解除された日又は同条第四号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後七年を経過する日までの期間
つき福島復興再生特別措置法第十七条の四第一項の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に該当する区域の変更の認定があつたことにより認定特定復興再生拠点区域に該当しないこととなる区域 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間
イ 当該変更の認定があつたことにより当該区域が避難解除区域等に該当しないこととなる場合 当該認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興再生特別措置法第十七条の二第六項の認定があつた日から当該変更の認定があつた日までの期間 ロ イに掲げる場合以外の場合 当該避難解除区域等に係る避難等指示が解除された日又は当該認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興再生特別措置法第七条の二第六項の認定があつた日のいずれか早い日から当該避難等指示が解除された日又は同法第四条第四号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後七年を経過する日までの期間
(特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)
第十七条の三 法第十七条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
一 平成二十三年三月十一日において特定被災区域(東日本大震災により被害を受けた地域をその区域とする市町村の区域であつて東日本大震災復興特別区域基本方針に即して内閣総理大臣が定める区域をいう。次号において同じ。)内に所在する事業所に雇用されていた者
二 平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に居住していた者
（企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）
第十七条の三の二 法第十七条の三の二第一項の表の第一号の第一欄に規定する政令で定める期間は、福島復興再生特別措置法第十九条第一項に規定する提出企業立地促進計画（次項第二号において「提出企業立地促進計画」という。）

に定められた同法第十八条第二項第一号に規定する企業立地促進区域（以下この項及び次項第二号において「企業立地促進区域」という。）の同欄の変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた日から同日又は当該企業立地促進区域に該当する同条第二項第二号に規定する避難解除区域等に関する同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後七年を経過する日までの期間とする。

法第十七条の三の二第一項の表の第一号の第二欄に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同欄に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 法第十七条の三の二第一項の表の第一号の第一欄に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に同欄に掲げる法人が福島復興再生特別措置法第二十条第四項に規定する認定事業者に該当しないこととなつた場合（当該法人が当該認定を受けた日からその該当しないこととなつた日までの期間

二 法第十七条の三の二第一項の表の第一号の第一欄に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更（同欄に掲げる法人の当該認定に係る区域が企業立地促進区域に該当しないこととなるものに限る。）があつた場合（当該法人が当該認定を受けた日から当該変更について福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出があつた日までの期間

三 欄に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 平成二十三年三月十一日において法第十七条の三の二第一項の表の第一号の第三欄に規定する避難対象区域（次号において「避難対象区域」という。）内に所在する事業所に勤務していた者

二 平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していた者

三 欄に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

額のうちに占める法第三十四条第一項に規定する指定地域内にあった動産（金銭及び有価証券を除く。）、不動産、不動産の上に存する権利及び立木（第三項第二号において「動産等」という。）の価額の合計額の割合が十分の三以上である法人とする。

二 法第三十四条第一項に規定する政令で定める株式その他これに類するものは、次に掲げる株式又は出資（以下この項において「株式等」という。）とする。

一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券に該当する株式等

二 前号に掲げる株式等に類する株式等で財務省令で定めるもの

法第三十四条第一項及び第三十五条第一項に規定する政令で定める東日本大震災の発生直後の価額は、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に定める金額による。

一 法第三十四条第一項に規定する特定土地等当該特定土地等（当該特定土地等の上にある不動産を含む。）の状況が東日本大震災の発生直後も引き続き相続等により取得した時の現況にあつたものとみなして、東日本大震災の発生直後における当該特定土地等の価額として評価した額に相当する金額

二 法第三十四条第一項に規定する特定株式等当該特定株式等を相続等により取得した時において当該特定株式等に係る株式の発行法人又は出資のされている法人が保有している同項に規定する指定地域内にある動産等（当該法人が平成二十三年三月十一日において保有していたものに限る。）の当該特定株式等を相続等により取得した時の状況が、東日本大震災の発生直後の現況にあつたものとみなして、当該相続等により取得した時ににおける当該特定株式等の価額として評価した額に相当する金額

（東日本大震災の被災者が住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に係る住宅用家屋についての居住要件等の特例）

第二十八条 平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十日までの間にその直系尊属からの贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第二十九条の二までにおいて同じ。）により法第三十七条第一項に規定する住宅取得等資金（以下この条において「住宅取得

等資金」という。)の取得をした特定受贈者に規定する特定受贈者又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)附則第二百二十四条第四項に規定する特定受贈者をいい、平成二十二年一月一日から同年十二月三十日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした者にあっては、平成二十三年三月十一日において相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十八条の規定による贈与税の申告書を提出していない者に限る。)については、当該申告書(当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。)又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に、法第三十七条第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載をし、かつ、財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、同項の規定を適用する。ただし、当該記載又は添付がなかったことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(東日本大震災の被災者が住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例に係る住宅用家屋についての居住要件等の特例)

法第三十八条の二第二項第二号に規定する住宅用の家屋で政令で定めるものは、被災受贈者（同項第一号に規定する被災受贈者をいう。以下この条において同じ。）がその居住の用に供する次に掲げる家屋（その家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるものに限る）で相続税法の施行地にあるものとし、その者の居住の用に供する家屋が二以上ある場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供すると認められる一家の家屋に限るものとする。

一 棟の家屋で床面積が四十平方メートル以上であるもの

二 一棟の家屋で、その構造上区分された数個の部分を独立して居住その他の用途に供することができるものにつきその各部分を区分所有する場合には、その者の区分所有する部分の床面積が四十平方メートル以上であるもの

3 法第三十八条の二第二項第三号に規定する地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準若しくは同項第二号に規定する住宅用家屋が昭和五十七年一月一日以後に建築されたものであることとする。

4 法第三十八条の二第二項第三号に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものは、被災受贈者がその居住の用に供する家屋（その家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるものに限る。）で相続税法の施行地にあるもののうち、次に掲げる要件の全てに該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもの又は確認を受けたもので建築後使用されたことのあるものとし、その者の居住の用に供する家屋が二以上ある場合には、これららの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供すると認められる一家の家屋に限るものとする。

一 当該家屋が第二項各号のいずれかに該当するものであること。

二 当該家屋が前項に規定する規定又は基準のいずれかに適合するものであること。

3 法第三十八条の二第二項第四号に規定する政令で定める工事は、次に掲げる工事で相続税法

二 増築、改築、建築基準法第二条第十五号に規定する大規模の修繕又は同条第十四号に規定する大規模の模様替

一 構造部である部分の過半について行う修繕又は模様替

二 一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替（前号に掲げる工事に該当するものを除く。）

イ その区分所有する部分の床（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部（以下この号において「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半又は主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替

ロ その区分所有する部分の間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。）の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。）

ハ その区分所有する部分の主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（当該修繕又は模様替に係る壁の全部について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）

三 家屋（前号の家屋にあっては、その者が区分所有する部分に限る。）のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるもの一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替（前二号に掲げる工事に該当するものを除く。）

四 家屋について行う建築基準法施行令第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合させるための修繕又は模様替（前三号に掲げる工事に該当するものを除く。）

五 家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等（法第三十八条の二第二項第六号イ（2）に規定する高齢者等をいう。第九項において同じ。）が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基

の財務省令で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定贈与承継会社に係る当該割合として財務省令で定めるもの)をいう。次号において同じ。)の合計を経営贈与承継期間の末日ににおいて経営贈与承継期間内に終了する当該売上判定事業年度の数で除して計算した割合(以下この号において「売上割合の平均値」という。)の次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、各雇用判定基準日(当該売上判定事業年度に係る基準日が経営贈与承継期間内に存する場合における当該基準日の翌日から一年を経過する日をいう。以下この項において同じ。)における雇用割合(当該認定贈与承継会社の特例対象贈与の時ににおける常時使用従業員の数に対する当該雇用判定基準日における常時使用従業員の数の割合をいう。次号において同じ。)の合計を経営贈与承継期間の末日の翌日以後最初に到来する雇用判定基準日ににおいて当該売上判定事業年度に係る雇用判定基準日の数で除して計算した割合がそれぞれいかまでもに定める割合以上であるとき。

イ 売上割合の平均値が百分の百以上の場合

ロ 売上割合の平均値が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分の四十分

ハ 売上割合の平均値が百分の七十未満の場合

合 零 百分の八十

ハ 売上割合が百分の七十未満の場合
法第三十八条の三第一項第三号ロに規定する政令で定める事業年度は、事業年度（平成二十三年三月十一日の属する事業年度以前の事業年度を除く。）における売上金額に贈与特定事業年度の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額が最初に贈与特定事業年度における売上金額以上となつた場合における当該事業年度とする。

7 法第三十八条の三第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける同項の経営承継受贈者は、届出期限（基準日が同項第一号に規定する経営贈与承継期間内に存する場合にはあつては当該基準日の翌日から五月を経過する日をいい、基準日が当該経営贈与承継期間の末日までの翌日以後に存する場合にあつては当該基準日の翌日から三月を経過する日をいう。）までに引き続いだ同項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けたい旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

8 法第三十八条の三第三項第一号に規定する政令で定める場合は、平成二十三年三月十日における認定承継会社（租税特別措置法第七十条の七の二第二項第一号に規定する認定承継会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）の総資産の貸借対照表に計上される資産（特定資産を除く。）の貸借対照表に計上される帳簿価額の合計額の割合が百分の三十以上である場合とする。

一 東日本大震災により滅失をした資産

二 警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた資産（前号に掲げるものを除く。）

9 法第三十八条の三第三項第二号に規定する政令で定める場合は、認定承継会社の平成二十三年三月十日における常時使用従業員の総数に対する当該認定承継会社の次に掲げる常時使用従業員の数の合計数の割合が百分の二十以上である場合とする。

一 当該認定承継会社の法第三十八条の三第三項第二号に規定する事業所（東日本大震災により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したものに限る。）のうち平成二十三年三月十一日から同年九月十日までの間継続して常時使用従業員が当該認定承継会社の本

二 業務に従事することができないと認められるものにおいて、同年三月十日に使用していた常時使用従業員の数	10 法第三十八条の三第三項第二号イに規定する政令で定める数は、同号イの被災事業所又は被災事業所以外の事業所につき、それぞれ租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続の開始の時における常時使用従業員の数（当該相続の開始の時後に合併その他との財務省令で定める事由が生じたときは、常時使用従業員の数に相当するものとして財務省令で定める数をいう。第十二項第一号において同じ。）に百分の八十を乗じて計算した数（その数に「未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）とする。
一 警戒区域設定指示等が行われた日において、当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた事業所（前号の事業所を除く。）において、同日の前日に使用していた常時使用従業員の数	11 法第三十八条の三第三項第三号に規定する政令で定める場合は、認定承継会社の第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合が百分の七十以下である場合とする。
一 平成二十二年三月十一日から同年九月十日までの間における売上金額	12 法第三十八条の三第三項第三号に規定する売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているときとして政令で定めるときは、次各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるときとする。
一 法第三十八条の三第三項第一号に規定する経営承継期間（以下この項において「経営承継期間」という。）内に租税特別措置法第七十条の七の二第三項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合、各売上判定事業年度（法第三十八条の三第三項第三号に規定する基準日（以下この項及び第十四項において「基準日」という。）の直前の経営報告基準日を除く。）をいう。（以下この項において同じ。）における売上割合	

(認定承継会社の平成二十三年三月十一日の属する事業年度の直前の事業年度(以下この項及び次項において「特定事業年度」という。)における売上金額に当該売上判定事業年度の月数を乗じてこれを特定事業年度の月数で除して計算した金額に対する当該売上判定事業年度における売上金額の割合(租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用による相続の開始の時後に合併その他の財務省令で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定承継会社に係る当該割合として財務省令で定めるもの)をいう。次号において同じ。)の合計を経営承継期間の末日において経営承継期間内に終了する当該売上判定事業年度の数で除して計算した平均合(以下この号において「売上割合の平均値」という。)の次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、各雇用判定基準日(当該売上判定事業年度に係る基準日が経営承継期間内に存する場合における当該基準日の翌日から一年を経過する日をいう。以下この項において同じ。)における雇用割合(当該認定承継会社の租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用による相続の開始の時ににおける常時使用従業員の数に対する当該雇用判定基準日における常時使用従業員の数の割合をいう。次号において同じ。)の合計を経営承継期間の末日の翌日以後最初に到来する雇用判定基準日において当該売上判定事業年度に係る雇用判定基準日の数で除して計算した割合がそれぞれイからハまでに定める割合以上であるとき。

げる場合の区分に応じ、当該売上判定事業年度に係る雇用判定基準日（当該売上判定事業年度に係る基準日が特定期間内に存する場合にあつては、法第三十八条の三第三項第三号口に規定する特定基準日）における雇用割合以上でがそれぞれイからハまでに定める割合以上であるとき。

イ 売上割合が百分の百以上の場合 百分の八十

ロ 売上割合が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分の四十

ハ 売上割合が百分の七十未満の場合 零

法第三十八条の三第三項第三号口に規定する政令で定める事業年度は、事業年度（平成二十三年三月十一日の属する事業年度以前の事業年度を除く。）における売上金額に特定事業年度の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額が最初に特定事業年度における売上金額以上となつた場合における当該事業年度とする。

法第三十八条の三第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける同項の経営承継相続人等は、届出期限（基準日が同項第一号に規定する経営承継期間内に存する場合においては当該基準日の翌日から五月を経過する日をも含む。）、基準日が当該経営承継期間の末日の翌日以後に存する場合にあつては当該基準日の翌日から三月を経過する日をいう。）までに、引き続いて同項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けたい旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長提出しなければならない。

法第三十八条の三第五項第一号に規定する政令で定める場合は、平成二十三年三月十日における認定相続承継会社（租税特別措置法第七十七条の七の四第二項第一号に規定する認定相続承継会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額に対する当該認定相続承継会社の次に掲げる資産（特定資産を除く。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額の割合が百分の三十以上である場合とする。

一 東日本大震災により滅失した資産

二 警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた資産（前号に掲げるものを除く。）

法第三十九条の三第五項第二号に規定する政令で定める場合は、平成二十三年三月十日における認定相続承継会社（租税特別措置法第七十七条の七の四第二項第一号に規定する認定相続承継会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額に対する当該認定相続承継会社の次に掲げる資産（特定資産を除く。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額の割合が百分の三十以上である場合とする。

十三年三月十日における常時使用従業員の総数に対する当該認定相続承継会社の次に掲げる常時使用従業員の数の合計数の割合が百分の二十二以上である場合とする。

一 当該認定相続承継会社の法第三十八条の三第五項第二号に規定する事業所（東日本大地震災により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したものに限る。）のうち平成二十三年三月十一日から同年九月十日までの間継続して常時使用従業員が当該認定相続承継会社の本来の業務に従事することができないと認められるものにおいて、同年三月十日に使用していた常時使用従業員の数

二 警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた事業所（前号の事業所を除く。）において、同日の前日に使用していた常時使用従業員の数

18 法第三十八条の三第五項第二号イに規定する政令で定める数は、同号イの被災事業所又は被災事業所以外の事業所につき、それぞれ特例対象贈与の時における常時使用従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に「未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数」とする。

19 法第三十八条の三第五項第三号に規定する政令で定める場合は、認定相続承継会社の第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合が百分の七十以下である場合とする。

一 平成二十二年三月十一日から同年九月十日までの間ににおける売上金額

二 平成二十三年三月十一日から同年九月十日までの間ににおける売上金額

法第三十八条の三第五項第三号に規定する売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているときとして政令で定めるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるときとする。

一 法第三十八条の三第五項第一号に規定する経営相続承継期間（以下この項において「経営相続承継期間」という。）内に租税特別措置法第七十条の七の四第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第三項第二号に掲げる場合に該当したこととなつた場合

二 各売上判定事業年度（法第三十八条の三第五項第三号に規定する基準日（以下この項及び第二十一項において「基準日」という。）

三第五項第一号に規定する相続特定期間をいふ。以下この号において同じ。内に租税特別措置法第七十条の七の四第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第五項の表の第一号の上欄(同条第三項第九号に係る部分に限る。)に掲げる場合に該当することとなつた場合、当該売上判定事業年度における売上割合の次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該売上判定事業年度に係る雇用判定基準日(当該売上判定事業年度に係る基準日が相続特定期間内に存する場合にあっては、法第三十八条の三第五項第三号ロに規定する特定基準日)における雇用割合以上でがそれぞれイからハまでに定める割合以上であるとき。

イ 売上割合が百分の百以上の場合 百分の八十
ロ 売上割合が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分の四十

ハ 売上割合が百分の七十未満の場合 零

法第三十八条の三第五項第三号ロに規定する政令で定める事業年度は、事業年度(平成二十三年三月十一日の属する事業年度以前の事業年度を除く。)における売上金額に相続特定事業年度の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額が最初に相続特定事業年度における売上金額以上となつた場合における当該事業年度とする。

法第三十八条の三第五項(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける同項の経営相続承継受贈者は、届出期限(基準日が同項第一号に規定する経営相続承継期間内に存する場合にあっては当該基準日の翌日から五月を経過する日をいい、基準日が当該経営相続承継期間の末日の翌日以後に存する場合にあっては当該基準日の翌日から三月を経過する日をいい。)までに、引き続いて同項(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けたい旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

法第三十八条の三第五項(第三号に係る部分に限る。)の規定及び第十八項から前項までの規定は、同条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける同項の経営相続受贈者が租税特別措置法第七十条の七の三第一項の規定により同一同項の贈与者から相続又は遺贈による。)により取得をしたものとみなされた同項の特例受

併法人（法人税法第二条第十二条第一号に規定する合併法人をいう。）又は当該分割に係る分割承継法人（法人税法第二条第十二条第一号の三に規定する分割承継法人をいう。）とする。

二 法第四十六条第一項に規定する政令で定める被牽引自動車は、前条第一項に定める被牽引自動車とする。

三 被災使用者者が法第四十六条第一項に規定する自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける場合には、次に掲げる事項を記載した書類を、当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を行う国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長又は協会に提出しなければならない。

一 被災使用者の住所及び氏名又は名称

二 被災使用者に係る被災自動車及び被災届出軽自動車の台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

三 法第四十六条第一項の規定の適用を受けることとなる検査自動車又は届出軽自動車（同項に規定する検査自動車又は届出軽自動車をいう。以下この条において「検査自動車等」という。）の車台番号

四 被災使用者につき、既に法第四十六条第一項の規定の適用を受けた検査自動車等がある場合にはその台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

五 その他参考となるべき事項

一 法第四十六条第三項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

二 自動車製造業者、自動車販売業者又は道路検査自動車等の売買契約（売主が当該検査自動車等の所有権を留保している場合に限る。）において買主の変更があつた場合

（道路運送車両法第二条第六項に規定する道路をいう。）以外の場所のみにおいてその用い方に従い用いられる検査自動車等その他運行（同条第五項に規定する運行をいい。以下この項及び次項第二号において同じ。）の用に供されない検査自動車等の取得をした者（以下この号において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した検査自動車等又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した検査自動車等について、当該販売業者等が運行の用に供した場合

三 自動車重量税法の施行地外で検査自動車等を取得した者が、当該検査自動車等を同法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合

5 法第四十六条第三項に規定する政令で定める行為は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、
當該各号に定める行為とする。

一 前項第一号に掲げる場合 買主の変更に係
る契約を締結する行為

二 前項第二号及び第三号に掲げる場合 運行
の用に供する行為

(印紙税の非課税の対象となる消費貸借に関する
契約書の要件)

第三十七条 法第四十七条第一項に規定する政令
で定める者は、次に掲げる者とする。

一 沖縄振興開発金融公庫、株式会社東日本大
震災事業者再生支援機構、独立行政法人住宅
金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整
備機構、独立行政法人福祉医療機構及び日本
私立学校振興・共済事業団

二 地方公共団体（国から出資を受けた者から
金銭の貸付けを受けた者又は地方公共団体から
金銭の貸付けを受けた者を含む。以下この
号及び次項第三号において同じ。）から金銭
の預託を受けて当該地方公共団体の定めると
ころにより東日本大震災により被害を受けた
者に対して金銭の貸付けを行う金融機関（次
項において「預託貸付金融機関」という。）

三 地方公共団体（独立行政法人中小企業基盤整
備機構（以下この号において「機構」とい
う。）から独立行政法人中小企業基盤整備機
構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五
条第一項（第三号ニに係る部分に限る。）の
規定による資金の貸付けを受けた地方公共團
體に限る。以下この号及び次項第四号におい
て同じ。）から資金の貸付け（当該地方公共
団体が同条第一項第三号ニに掲げる事業とし
て行う資金の貸付けに限る。）を受けて当該
地方公共団体又は機構の定めるところにより
東日本大震災により被害を受けた者に対して
金銭の貸付けを行う同号ニに規定する中小企
業者を支援する事業を行なう者（次項において
「支援事業者」という。）

四 沖縄振興開発金融公庫、株式会社商工組合
中央金庫、株式会社日本政策金融公庫又は独立
行政法人勤労者退職金共済機構（以下この
号において「沖縄振興開発金融公庫等」とい
う。）から金銭の貸付け（株式会社商工組合
中央金庫による金銭の貸付けにあつては、株
式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律
第五十七号）第十一條第二項の規定により認

定された同法第一条第五号に規定する危機対応業務（次項において「危機対応業務」という。）として行う同条第四号に規定する特定資金（次項において「特定資金」という。）の貸付けに限る。）を受けて当該沖縄振興開発金融公庫等の定めるところにより東日本大震災により被害を受けた者に対し金銭の貸付けを行う者（次項において「転貸者」という。）

五 株式会社日本政策金融公庫法第十一條第二項の規定による指定を受けた金融機関（同法附則第四十五条第一項又は第四十六条第一項の規定により同法第十二条第二項の規定によると指定を受けたものとみなされた金融機関を含む。次項において「指定金融機関」という。）

六 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第三百三十六号）第三条第二項第一号、農業近代理化資金金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第二項、漁業近代化資金金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第二項又は漁業經營の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第八条第一項に規定する融資機関（次項において「融資機関」という。）

一 方地方公共団体が東日本大震災により被害を受けた者に対し金銭の貸付けを行う場合は次のいずれかに該当する金銭の貸付け

イ 地方公共団体が、災害により被害を受けた者に対する特別貸付制度（他の金銭の貸付けの条件（貸付利率又は据置期間その他財務省令で定める条件をいう。以下この号及び第三号において同じ。）に比し有利な条件で金銭の貸付けを行う制度をいふ。以下この号において同じ。）を東日本大震災が発生した日の前日に有していないかつた場合において、東日本大震災により被害を受けた者に対する特別貸付制度を設け、当該特別貸付制度の下で行う金銭の貸付

二 第四項第一号に掲げる者 同号の市町村長
その他相当な機関からの証明に係る書類
二 第四項第二号に掲げる者 特定原子力損傷
を受けた者であることを明らかにする書類
(東日本大震災により滅失した消費貸借に関する
契約書等に代わるものとして作成する文書の
印紙税の非課税)

第三十八条 法第四十一条第一項に規定する政令
で定める金融機関は、次に掲げる金融機関とする
る。

一 前条第三項各号に掲げる金融機関
二 株式会社商工組合中央金庫
三 株式会社日本政策投資銀行
四 保険会社

二 前号に掲げる金銭の貸付け以外の金銭の貸付け
六月以上である金銭の貸付け(当該貸付金の償還期間が一年以上であることその他の有利な条件で行う金銭の貸付けであることに関する財務省令で定める要件に該当するものに限る。)
法第四十七条第三項の規定の適用を受けよう

5 法第四十七条第二項に規定する特別に有利な条件で行う金銭の貸付けとして政令で定めるものは、同項に規定する金融機関が、東日本大震災の被災者又は東日本大震災により被害を受けた者（以下この項において「被災者等」という。）に対する特別貸付制度（次の各号に掲げる金銭の貸付けの区分に応じ、当該各号に定める金銭の貸付けを行う制度をいう。以下この項において同じ。）を設け、当該特別貸付制度の下で行う金銭の貸付けとする。

二 平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号）第二条に規定する特定原子力損害基準（第六項第二号において「特定原子力損害」という。）を受ける者

(東日本大震災の被災者が作成する代替建物の取得又は新築等に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税) 第三十九条 法第四十九条第一項に規定する政令で定める被災者は、同項第一号に規定する滅失等建物若しくは同項第二号に規定する損壊建物(以下この条において「滅失等建物等」という。)又は同項第一号に規定する対象区域内建物(以下この条において「対象区域内建物」という。)の所有者であることにつき、当該滅失等建物等又は対象区域内建物の所在地の市町村長又は特別区の区長から証明を受けた者(次項第

は、当該非課税文書に、同項に規定する滅失文書（以下この項において「滅失文書」という。）を保存していた金融機関（以下この項において「保存金融機関」という。）による次に掲げる事項の記載を受け、その他の非課税文書にあっては、当該非課税文書に、保存金融機関が作成した次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

一 当該非課税文書が、滅失文書の作成者と保存金融機関との間における約定に基づく当該保存金融機関の求めに応じて作成されたものであること。

八 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）
九 第二条第二項に規定する貸金業者
十 貸金業法第二条第一項第五号に規定する者のうち貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者
十一 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

法第四十八条第一項に規定する政令で定める文書は、同項に規定する滅失文書により証されるべき事項と同一の証されるべき事項が記載されている同項各号に掲げる文書とする。

法第四十八条第一項の規定の適用を受けようとする者は、同項各号に掲げる文書（以下この項において「非課税文書」という。）のうち、同条第一項第二号に掲げる非課税文書にあつて

五
六 保険業法(平成七年法律第二百五号)
第七項に規定する外国保険会社等
七 金融商品取引法第一条第九項に規定する金融商品取引業者

四 又は当該分割に係る分割承継法人を承継させた場合 当該合併に係る合併法人東日本大震災の被災者が法人であつて前項の証明を受ける前に合併により消滅した場合又は分割により滅失等建物等若しくは対象区域内建物に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合 当該合併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承継法人であつて当該被災者が滅失等建物等又は対象区域内建物の所有者であつたことにつき、当該滅失等建物等又は対象区域内建物の所在地の市町村長又は特別区の区長から証明を受けたものとする者は、事項に規定する契約書に、滅失等による法第四十九条第一項の規定の適用を受けよう

二 東日本大震災の被災者が個人であつて前項の証明を受ける前に死亡した場合 当該被災者が死亡したときにおけるその者の相続人であつて当該被災者が滅失等建物等又は対象区域内建物の所有者であつたことにつき、当該滅失等建物等又は対象区域内建物の所在地の市町村長又は特別区の区長から証明を受けたもの

三 東日本大震災の被災者が法人であつて前項の証明を受けた後に合併により消滅した場合又は分割により滅失等建物等若しくは対象区域内建物に係る事業に関して有する権利義務

う。)を除く。)とする。
法第四十九条第一項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者(東日本大震災の被災者の相続人又は合併法人(法人税法第二条第十二号に規定する合併法人をいう。以下この項、次条第二項及び第四十一条第二項において同じ。)若しくは分割承継法人(法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。以下この項、次条第二項及び第四十一条第二項において同じ。)に該当することが法第四十九条第一項に規定する契約書その他の書面により明らかにされているものに限る。)とする。
一 東日本大震災の被災者が個人であつて前項の証明を受けた後に死亡した場合 当該被災者が死亡したときにおけるその者の相続人

三号又は第四号に規定する分割により減失等建物等又は対象区域内建物に係る事業に關して有する権利義務を承継させた法人税法第二条第十一号の二に規定する分割法人(次条第一項及び第四十一条第一項において「分割法人」とい

第三号又は第四号に規定する分割により対象区域内農用地に係る事業に関して有する権利義務を承継させた分割法人を除く。)
法第五十条第一項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者（東日本大震災の被災者の相続人又は合併法人若しくは分割承継法人に該当することが同項に規定する契約書その他の書面により明らかにされているものに限る。）とする。
一 東日本大震災の被災者が個人であつて前項の証明を受けた後に死亡した場合 当該被災者が死亡したときにおけるその者の相続人
二 東日本大震災の被災者が個人であつて前項の証明を受ける前に死亡した場合 当該被災

上権若しくは賃借権を有する農用地に被害を受けた者であることにつき、当該農用地の所在地の農業委員会から証明を受けた者（次項第三号又は第四号に規定する分割により被害を受けた農用地に係る事業に関して有する権利義務を承継させた分割法人を除く。）

二 法第五十条第一項第一号に規定する対象区域内農用地（以下この条において「対象区域内農用地」という。）の所有者又は対象区域内農用地に地上権若しくは賃借権を有する者であることにつき、当該対象区域内農用地の所在地の市町村長から証明を受けた者（次項

定める建物は、その全部又は一部の用途が同号に規定する滅失等建物の滅失若しくは損壊の直前又は対象区域内建物の警戒区域設定指示等が行われた日の直前の全部又は一部の用途と同一である建物その他当該滅失等建物又は対象区域内建物に代わるものと認められる建物(当該滅失等建物又は対象区域内建物に代わるものであることが同項に規定する契約書その他の書面により明らかにされているものに限る)とする。(東日本大地震の被災者が作成する代替農用地の取得等に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税)

第四十条 法第五十条第一項に規定する政令で定める被災者は、次に掲げる者とする。

一 東日本大地震によりその所有する農用地

(法第五十条第一項第一号に規定する農用地をいう。以下二の条に於て同様。) 又は他

建物等又は対象区域内建物に係る第一項又は前項第二号若しくは第四号の市町村長又は特別区の区長からの証明に係る書類を添付しなければならない。

者が死亡したときにおけるその者の相続人であつて当該被災者が法第五十条第一項第一号に規定する被災農用地（以下この条において「被災農用地」という。）若しくは対象区域内農用地の所有者であつたこと又は被災農用地若しくは対象区域内農用地の所在地の市町村長から証明を受けたもの

三 東日本大震災の被災者が法人であつて前項の証明を受けた後に合併により消滅した場合又は分割により被災農用地若しくは対象区域内農用地に係る事業に関する有する権利義務を承継させた場合当該合併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承継法人

四 東日本大震災の被災者が法人であつて前項の証明を受ける前に合併により消滅した場合又は分割により被災農用地若しくは対象区域内農用地に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合当該合併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承継法人が該被災者が被災農用地若しくは対象区域内農用地の所有者であったこと又は被災農用地若しくは対象区域内農用地に地上権若しくは質借権を有していたことにつき当該被災農用地の所在地の農業委員会又は当該対象区域内農用地の所在地の市町村長から証明を受けたもの

3 法第五十条第一項第一号に規定する政令で定める農用地は東日本大震災による被害を受けたことにより耕作又は養畜の用に供することができないと見込まれる農用地であることにつき当該農用地の所在地の農業委員会が証明したものとする。

4 法第五十条第一項の規定の適用を受けようとする者は同項に規定する契約書に被災農用地又は対象区域内農用地に係る第一項又は第二項第二号若しくは第四号の農業委員会又は市町村長からの証明に係る書類を添付しなければならない。（東日本大震災の被災者が作成する漁船の取得で定める被災者は東日本大震災によりその所有する漁船に被害を受けたことにつき当該漁印紙税の非課税）

第四十一条 法第五十条第一項に規定する政令

船の漁船原簿の謄本で当該漁船の登録が抹消された事実を証するものその他の財務省令で定める書類（次項及び第四項において「被災證明書類」という。）の交付を受けた者（次項第三号又は第四号に規定する分割により被害を受けた漁船に係る事業に関する有する権利義務を承継させた分割法人を除く。）とする。

法第五十一条第一項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者（東日本大震災の被災者の相続人又は合併法人若しくは分割承継法人に該当することが同項に規定する契約書その他の書面により明らかにされているものに限る。）とする。

一 東日本大震災の被災者が個人であつて被災證明書類の交付を受けた後に死亡した場合
当該被災者が死亡したときにおけるその者の相続人

二 東日本大震災の被災者が個人であつて被災證明書類の交付を受ける前に死亡した場合
当該被災者が死亡したときにおけるその者の相続人であつて東日本大震災により当該被災者の所有する漁船に被害を受けたことにつき、被災證明書類の交付を受けたもの

三 東日本大震災の被災者が法人であつて被災證明書類の交付を受けた後に合併により消滅した場合又は分割により東日本大震災により被害を受けた漁船に係る事業に関する有する権利義務を承継させた場合
当該合併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承継法人

四 東日本大震災の被災者が法人であつて被災證明書類の交付を受ける前に合併により消滅した場合又は分割により東日本大震災により被害を受けた漁船に係る事業に関する有する権利義務を承継させた場合
当該合併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承継法人である漁船に被災を受けたことにつき、被災證明書類の交付を受けたもの

法第五十一条第一項に規定する政令で定める漁船は、次の各号のいずれかに該当する漁船とする。

一 法第五十一条第一項に規定する被災者（次号において「被災者」という。）である個人が取得又は建造をする漁船

二 被災者である法人が取得又は建造をする漁船で、東日本大震災により滅失した漁船又は

東日本大震災により損壊したため取り壊したこと（以下この号において「滅失等漁船」という。）に代わるものとして取得又は建造をする漁船（当該滅失等漁船に代わるものであることが法第五十一条第一項に規定する契約書その他の書面により明らかにされているものに限る。）

法第五十一条第一項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する契約書に、被災証明書類を添付しなければならない。

第七章 災害被害者に対する税率の減免、徴収猶予等に関する法律の特例

（所得税の減免の特例の手続）

第四十二条 法第五十三条第一項の規定は、災害減免令第一条の規定にかかわらず、平成二十二年分の第一条第二項第一号に規定する確定申告書、修正申告書及び更正請求書に、法第五十三条第一項の規定の適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額の記載がある場合に限り、適用する。

（平成二十一年分の所得税について災害被害者に対する所得税の減免の特例の適用があつた場合の徴収猶予の特例等）

第四十三条 平成二十二年分の所得税について法第五十三条第一項の規定の適用を受けようとする者が、前条に規定する確定申告書又は修正申告書を提出する場合において、当該確定申告書又は修正申告書の提出前に平成二十三年に支払を受けるべき第一条第二項第三号から第五号までに規定する給与等、公的年金等又は報酬等につき災害減免令第四条第一項若しくは第三項（これららの規定を災害減免令第六条において準用する場合を含む。）、第八条第三項又は第十一条第一項に規定する申請書を納稅地の所轄税務署長に提出し、かつ、当該確定申告書又は修正申告書の提出の日において現に当該申請書に係る災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（次項において「災害減免法」という。）第三条第二項から第五項までの規定による徴収の猶予を受けているときは、当該徴収の猶予に係る第十二条第一項各号に掲げる期間又は限度額については、当該確定申告書又は修正申告書の提出の日において、当該各号に定める事実が生じたものとみなす。

平成二十二年分の所得税について法第五十三条第一項の規定の適用を受けるために国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をした者が、

同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正（当該更正の請求に基づき、法第五十三条第一項の規定を適用する場合に限る。）を受けた場合において、当該更正の請求に係る前条に規定する更正請求書の提出前に平成二十三年に支払を受けるべき前項に規定する給与等、公的年金等又は報酬等につき災害減免令第四条第一項若しくは第三項（これらの規定を災害減免令第六条において準用する場合を含む。）、第八条第三項又は第十条第一項に規定する申請書を納稅地の所轄税務署長に提出し、かつ、当該更正係る国税通則法第二十八条第一項に規定する更正通知書の送達があつた日において現に当該申請書に係る災害減免法第三条第二項から第五項までの規定による徵収の猶予を受けているときは、当該徵収の猶予に係る第十二条第一項各号に掲げる期間又は限度額については、当該各号に規定する事実が生じたものとみなす。

3 第十二条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定の適用がある場合について準用する。

4 平成二十二年分の所得税について法第五十三条第一項の規定の適用を受けようとする第一項に規定する確定申告書若しくは修正申告書又は第二項に規定する更正請求書（同条第一項の規定の適用を受けようとするものに限る。）を提出した者は、その提出の日以後に、同条第一項の東日本大震災による被害を平成二十三年に受けたものとして災害減免令第四条第一項若しくは第三項（これらの規定を災害減免令第六条において準用する場合を含む。）第五条（災害減免令第六条において準用する場合を含む。）、第八条第三項又は第十条第一項に規定する申請書を提出することはできない。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（被災事業用資産損失の必要経費算入特例の適用に係る法附則第二条の更正の請求があつた場合の純損失の繰戻しによる還付の請求の特例）

第二条 平成二十二年分の所得税について法第六条第一項から第三項までの規定の適用を受けるため法附則第二条の規定により国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をする者の同年において生ずる所得税法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額（同法第百四十二条第一項の規定により還付を受けるべき金額の計算の

基礎となつたものが含まれてゐるものに限る。)について、第八条第一項の規定にかかるわらず、同法第二百四十四条第一項中「生じた純損失の金額」とあるのは「生じた純損失の金額(第二百四十二条第二項(純損失の繰戻しによる還付)の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの(以下この条において「還付済み純損失金額」という。)を除く。以下この条において同じ。)」と、「当該申告書」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法規の臨時特例に関する法律第六条第五項(被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等)に規定する更正請求書」と、同項第一号中「課税山林所得金額」とあるのは「課税山林所得金額(これらの金額につき還付済み純損失金額がある場合には、当該還付済み純損失金額を控除した金額。以下この条において同じ。)」と、「を適用して」とあるのは「に準じて」と、同条第二項中「所得税の額(二)とあるのは「前項の額(還付済み純損失金額に係る第二百四十二条第二項の規定により還付された金額を控除した金額とし。)と、「同項の」とあるのは「前項の」として、同条及び同法第二百四十二条の規定を適用する。

二 請求者の氏名及び住所（法第一条第二項第一号に規定する国内に住所がない場合には、居所）又は第四条の三第一項に規定する勤務先の名称及び所在地

三 当該還付に係る租税特別措置法第四条の二第一項に規定する財産形成住宅貯蓄又は同法第四条の三第一項に規定する財産形成金貯蓄の受入れを示している同法第四条の二第二項に規定する金融機関の営業所等の名称及び所在地

四 所得税法第八十一条の規定により徴収された所得税の額及びその徴収の年月日

五 法附則第三条第一項各号に掲げる事実が東日本大震災によって被害を受けたことにより生じたことについての事情の詳細

六 その他参考となるべき事項

2 法附則第三条第一項の規定による請求に係る還付金は、国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の規定の適用については、同令第二条第一号に掲げる還付金とみなす。

附 則（平成二十三年六月一〇日政令第一六六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年六月三〇日政令第一九九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から五まで 略

六 第一条中租税特別措置法施行令第十九条の三の見出しを削り、同条の前に見出しを付する。この改正規定、同条の改正規定（同条第三項及び第七項第二号イに係る部分に限る。）、同令第十九条の五を削る改正規定、同令第十九条の四の改正規定、同令第十九条の三の次に一条を加える改正規定、同令第二十五条の十の二第七項の改正規定、同令第二十五条の十四第五項第一号の改正規定、同令第二十五条の十四の二第五項第一号の改正規定、同令第三章第三節の三の次に二節を加える改正規定（第三節の五に係る部分に限る。）及び同章第

十四節の次に二節を加える改正規定（第十四節の三に係る部分に限る。）並びに附則第六条、第十二条、第三十六条（第二条第十六号を同条第十八号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第二十号に係る部分に限る。）及び同条第六号の次に二号を加える改正規定（第八号に係る部分に限る。）に限る。）及び第三十八条（第十六条第六項の表租税特別措置法施行令第三十六条第五項の項の次に次のように加える改正規定（租税特別措置法施行令第三十六条の三第二項の項に係る部分に限る。）及び第一十二条第七項の表租税特別措置法施行令第三十九条の九十第六項の項の次に次のように加える改正規定（租税特別措置法施行令第三十九条の九十一号（平成二十四年十一月一日）の施行の日）に係る部分に限る。）及び第十三条第七項の表租税特別措置法施行令第三十九条の九十第六項の項の次に次のように加える改正規定（租税特別措置法施行令第三十九条の九十第六項の項に係る部分に限る。）に限る。）の規定 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）の施行の日（平成二十四年十一月一日）

七 次に掲げる規定 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の施行の日

イ 第一条中租税特別措置法施行令第二十二条の八の改正規定、同令第二十六条の二十八の三第八項の改正規定、同令第二十七条の十の次に二条を加える改正規定（第二十条の十一に係る部分に限る。）、同令第三章第三節の三の次に二節を加える改正規定（第三節の五に係る部分を除く。）、同令第三十九条の五の改正規定、同令第三十九条の四十四の次に二条を加える改正規定（第三十九条の四十五に係る部分に限る。）及び同章第十四節の次に二節を加える改正規定（第十四節の三に係る部分を除く。）並びに附則第三十六条（第二条第二号の改正規定（第四十二条の十（第五項を除く。）の下に「第四十二条の十一（第五項を除く。）」を加える部分に限る。）、同条第十六号を同条第十八号とし、同号の次に二号を加える改正規定（同条第十六号を同条第十八号とする部分及び同号の次に二号を加える部分のうち同条第二十号に係る部分を除く。）、同条第十二号の改正規定（第六十八条の十四（第五項を除く。）の下に「第六十八条の十五（第五項を除く。）」を加える部分に限る。）及び同条第六号の次に二号を加える改正規定（第八号に係る部分を除く。）に限る。）及び第三十八条（第

二を削る改正規定、第二百四十二条の三の改正規定、同条を第二百四十二条の二とする改正規定、第二百四十四条の改正規定、第二百四十六条第六項第一号イの改正規定、第二百五十五条の二の改正規定、第二百五十五条の二の改正規定、第二百五十五条の十三第一項の改正規定、第二百五十五条の十三の二第一項の改正規定、第二百五十五条の十三の二第一項の改正規定、第二百五十五条の十九第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第八項の改正規定、第二百五十五条の二十第一項第二号の改正規定、同条第五項の改正規定、同条第八項の改正規定、同条第九項第一号イの改正規定、第二百五十五条の二十一第二項第二号の改正規定、第二百五十五条の二十五の改正規定、第二百五十五条の二十七の改正規定、第二百五十五条の二十八の改正規定、第二百五十五条の二十九の改正規定、第二百五十五条の三十一第二項第二号の改正規定、第二百五十五条の三十二の改正規定、第二百五十五条の三十四第六項第二号の改正規定、第二百八十八条の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第五条、第六条第三項、第七条第二項、第八条から第十三条まで、第十四条第四項及び第十五条から第二十条までの規定 平成二十四年四月一日

規定、第三十二条の四の改正規定、第三十三条の改正規定、第三十三条の四の改正規定、第三十三条の七（見出しを含む。）の改正規定、第三十五条第二項の改正規定、第三十六条第五項及び第三十六条の二の第四項の改正規定、第三章第四節を削る改正規定、同章中第四節の二を第四節とし、第四節の三を第四節の二とする改正規定、第三十九条の十八第九項の改正規定、第三十九条の三十一第四項及び第三十九条の三十二第一項の改正規定、第三十九条の三十五第五項の改正規定、第三十九条の三十五の四の改正規定、第三十九条の三十六第四項の改正規定、第三十九条の四十とする改正規定、第三十九条の四十五の三の改正規定、第三十九条の四十を削る改正規定、第三十九条の五十及び第三十九条の五十一の改正規定、第三十九条の五十二（見出しを含む。）の改正規定、第三十九条の六十九第一項に一号を加える改正規定、第三十九条の七十一の改正規定、第三十九条の七十四の改正規定、第三十九条の八十五（見出しを含む。）の改正規定、第三十九条の百十八第九項の改正規定、第三十九条の百十八第九号の改正規定、第四十二条の六第一項の改正規定並びに第四十七条第十一号の改正規定並びに次条から附則第四条まで並びに附則第六条から第二十条まで、第二十一条（第二条第八号の改正規定を除く。）、第二十二条（第十六条第六項の表の改正規定を除く。）及び第二十三条の規定 平成二十四年四月一日
二及び三 略

四 第三十六条の三の改正規定及び第三章第三節の五中同条を第三十七条とする改正規定並びに附則第二十二条（第二条第八号の改正規定に限る。）及び第二十二条（第十六条第六項の表の改正規定に限る。）の規定 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）の施行の日（平成二十四年十一月一日）

四 第三十六条の三の改正規定及び第三章第三節の五中同条を第三十七条とする改正規定並びに附則第二十二条（第二条第八号の改正規定に限る。）及び第二十二条（第十六条第六項の表の改正規定に限る。）の規定 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）の施行の日（平成二十四年十一月一日）

(以下「新令」という。) 第十三条第二項(第六号に係る部分に限る。)の規定は、個人がこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に取得又は製作をする同号に規定する車両及び運搬具について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(以下「旧令」という。)第十三条第六号に規定する車両及び運搬具については、なお從前の例による。

(法人の被災代替資産等の特別償却に関する経過措置)

第三条 新令第十八条第一項(第六号に係る部分に限る。)の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。)が施行日以後に取得又は製作をする同項第六号に規定する車両及び運搬具について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧令第十八条第一項第六号に規定する車両及び運搬具については、なお從前の例による。

(連結法人の被災代替資産等の特別償却に関する経過措置)

第四条 新令第二十三条(第六号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする同号に規定する車両及び運搬具について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に取得又は製作をした旧令第二十三条第六号に規定する車両及び運搬具については、なお從前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第五条 新令第三十条第二項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十九号)による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「この条において「新法」という。)第三十条第一項に規定する被災者等(次項において「被災者等」という。)が施行日の翌日以後に受ける同条第一項に規定する代替建物の所有権の保存若しくは移転若しくは同条第二項に規定する当該代替建物を目的とする抵当権の設定の登記又は新法第四十条第一項に規定する被災代替建物の敷地の用に供される土地の所有権の移転

若しくは地上権若しくは賃借権の設定若しくは
移転若しくは同条第二項に規定する当該土地を
目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許
税について適用する。

2 新令第三十条第二項（第五号に係る部分に限
る。）の規定は、被災者等が平成二十三年三月
十一日から施行日までの間に新法第三十九条第
一項に規定する代替建物の所有権の保存若しく
は移転若しくは同条第二項に規定する当該代替
建物を目的とする抵当権の設定の登記又は新法
第四十条第一項に規定する被災代替建物の敷地
の用に供される土地の所有権の移転若しくは地
上権若しくは賃借権の設定若しくは移転若しく
は同条第二項に規定する当該土地を目的とする
抵当権の設定の登記に係る登録免許税について
準用する。

附 則（平成二十四年一月一〇日政令第一
号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。た
だし、第十八条の二の次に一条を加える改正規
定（第十八条の三第四項の表租税特別措置法施
行令第三十七条第二項の項に係る部分に限る。）
及び第二十三条の二の次に一条を加える改正規
定（第二十三条の三第五項の表租税特別措置法
施行令第三十九条の九十の三第二項の項に係る
部分に限る。）並びに附則第五条第二項の規定
は、特定多国籍企業による研究開発事業等の促
進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五
十五号）の施行の日から施行する。

（復興産業集積区域等において機械等を取得し
た場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関
する経過措置）

第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」と
いう。）から平成二十四年三月三十一日までの
間における改正後の東日本大震災の被災者等に
係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行
令（以下「新令」という。）第十二条の二の規
定の適用については、同条第四項第一号中「第
三条の三第三項」とあるのは「第十条の二の三
第三項及び第四項、第十条の三第三項」と、「及
び第四項、第十条の五第一項」とあるのは「
第四項及び第六項、第十条の五第三項及び
第十条の六第一項」と、同条第八項中「
から第五条の五まで及び第五条の七から第五
条の九まで」とあるのは「から第五条の九ま
で」と、「第五条の四第八項、第五条の五第八

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二十二条第二項の改正規定 平成二十五年六月一日
二 第十二条の二第四項第一号、第十二条の二の二第三項、第十二条の二の三第二項、第十二条の三第三項、第十二条の三の二第五項及び第十二条の三の三第三項の改正規定並びに第十三条の五第一項の改正規定（第四十一条の十九の四第十二項）を「第四十一条の十九の四第十三項」に改める部分に限る。）並びに附則第三条の規定 平成二十六年四月一日
三 第二十九条の三の改正規定及び第二十九条の四の改正規定並びに次条の規定 平成二十七年一月一日
(被災した認定贈与承継会社等に係る非上場株式等についての納稅猶予の特例に関する経過措置)
第二条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下「改正法」という。）附則第一百条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第九条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧法」という。）第三十八条の三及び第三十八条の四の規定に基づく改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新法」という。）第三十八条の三及び第三十八条の四の規定は、なおその効力を有する。
改正法附則第一百条第三項の規定により、改正法第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新法」という。）第三十八条の三第一項に規定する経営承継受贈者等又は同条第五項に規定する経営承継相続人等又は同条第五項に規定する経営相続承継受贈者とみなされた者に対する次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に定めるところによる。
一 平成二十七年一月一日から改正法附則第二条第五号ハに掲げる規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「新租特法」という。）第七十条の七第

大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（次号及び第三号において「新令」という。）第二十九条の三第五項第一号に規定する雇用判定基準日までの期間における同項の規定 同号中「(法)」であるのは、「(平成二十六年一月一日以後に到来する法)」とする。

二 平成二十七年一月一日から新租特法第七十七条の七の二第二項第六号に規定する経営承継期間の末日の翌日以後最初に到来する新令第二十九条の三第三十二項第一号に規定する雇用判定基準日までの間における同項の規定 同号中「(法)」であるのは、「(平成二十六年一月一日以後に到来する法)」とする。

三 平成二十七年一月一日から新租特法第七十七条の七の四第二項第五号に規定する経営承継期間の末日の翌日以後最初に到来する新令第二十九条の三第三十九項第一号に規定する雇用判定基準日までの間における同項の規定 同号中「(法)」であるのは、「(平成二十六年一月一日以後に到来する法)」とする。

六 年一月一日以後に到来する法」とする。

改正附則第八十六条第四項各号に掲げる経営承継受贈者、同条第八項各号に掲げる経営承継相続人等又は同条第十二項各号に掲げる経営承継相続受贈者が改正附則第一百条第三項の規定の適用を受けた場合には、旧法第三十八条の三第一項（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）、同条第三項（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び同条第五項（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）並びに第三十八条の四第一項第一号（同号口に係る部分に限る。）及び同条第三項第一号（同号口に係る部分に限り、同条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

四 改正法附則第八十六条第四項第一号に掲げる経営承継受贈者については、新法第三十一条の三第一項中「租税特別措置法第七十条の規定の適用を受けた場合における新法第三十九条の三の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 改正法附則第八十六条第四項第一号に掲げる経営承継受贈者、同条第八項各号に掲げる経営承継相続人等又は同条第十二項各号に掲げる経営承継相続受贈者が改正附則第一百条第三項の規定の適用を受けた場合における新法第三十九条の三の規定の適用については、次に定めるところによる。

四

中「租税特別措置法」とあるのは「平成二十一年旧租特法」とする。改正法附則第八十六条第八項第一号に掲げる經營承継相続人等については、新法第三十一条の八条の三第三項中「租税特別措置法第七十条の七の二第三項の」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第十八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「平成二十一年旧租税特別措置法」という。）第七十条の七の二第三項の」と、「係る同法」とあるのは「係る平成二十一年旧租税特別措置法」と、「及び第五項」とあるのは「第二号を除く。」及び第五項並びに租税特別措置法第七十条の七の二第三項第一号」と、同項第二号中「前号」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第九条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

五

る法律（次号において「旧法」という。）第三十八条の三第三項第一号」と、同号イ中「租税特別措置法」とあるのは「平成二十二年旧租税特別措置法」と、「」の常時使用従業員の数の合計を経営承継期間」とあるのは「」の常時使用従業員の数の合計を平成二十二年旧租税特別措置法第七十条の七の二第二項第六号に規定する経営承継期間（平成二十三年三月十一日以後の期間に限る。以下この項において「経営承継期間」という。）と、「同条第三項第一号」とあるのは「租税特別措置法第七十条の七の二第三項第二号」と、同号ロ中「租税特別措置法」とあるのは「平成二十二年旧租税特別措置法」と、「特定期間」とあるのは「特定期間（旧法第三十八条の三第三項第一号に規定する特定期間をいう。次号において同じ。）」と、同項第三号中「前二号」とあるのは「前号又は旧法第三十八条の三第三項第一号」と、「若しくは第九号」とあるのは「若しくは平成二十二年旧租税特別措置法第七十条の七の二第三項第九号」と、同号イ中「租税特別措置法」とあるのは「平成二十二年旧租税特別措置法」とす

六

を経営承継期間」とあるのは「の常時使用従業員の数の合計を平成二十三年旧租税特別措置法第七十条の七の二第二項第六号に規定する経営承継期間(平成二十三年三月十一日以後の期間)に限る。以下この項において「経営承継期間」ということ、「同項第三項第二号」とあるのは「租税特別措置法第七十条の七の二第三項第二号」と、同号ロ中「租税特別措置法」とあるのは「平成二十三年旧租税特別措置法」と、「特定期間」とあるのは「特定期間(旧法第三十八条の三第三項第一号に規定する特定期間をいう。次号において同じ。)」と、同項第三号中「前二号」とあるのは「前号又は旧法第三十八条の三第三項第一号」と、「若しくは第九号」とあるのは「若しくは平成二十三年旧租税特別措置法第七十条の七の二第三項第九号」と、同号イ中「租税特別措置法」とあるのは「平成二十三年旧租税特別措置法」とする。

七の「第三項第一号」と、同号口中「租税特別措置法」とあるのは「平成二十五年旧租特法」と、「特定期間」とあるのは「特定期間」である。〔旧法第三十九条の三第三項第一号に規定する特定期間をいう。次号において同じ。〕と、同項第三号中「前二号」とあるのは「前号又は旧法第三十九条の三第三項第一号」と、「若しくは第九号」とあるのは「若しくは平成二十五年旧租特法第七十条の七の二第三項第九号」とある。〔同号イ中「租税特別措置法」とあるのは「平成二十五年旧租特法」とする。〕

國税関係法律の臨時特例に関する法律（次号において「旧法」という。）第三十八条の三第五項第一号」と、同号イ中「租税特別措置法」とあるのは「所得稅法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第二条第五号ハに掲げる規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び次号において「平成二十五年旧租特法」という。）と、「被災事業所の常時使用従業員の数の合計を経営相続期間」とあるのは「被災事業所の常時使用従業員の数の合計を平成二十五年旧租特法第七十条の七の四第二項第五号に規定する経営相続承継期間（平成二十三年三月十一日以後の期間に限る。以下この項において「経営相続承継期間」という。）と、「同条第三号三項」とあるのは「租税特別措置法第七十条の七の四第三項」と、同号ロ中「租税特別措置法」とあり、及び「同法」とあるのは「平成二十五年旧租特法」と、「相続特定期間」とあるのは「相続特定期間（旧法第三十八条の三第五項第一号に規定する相続特定期間をいう。次号において同じ。）」と、同項第三号中「前二号」とあるのは「前号又は旧法第三十八条の三第五項第一号」と、「若しくは第三十九号」とあるのは「若しくは平成二十五年旧租特法第七十条の七の四第三項の規定により読み替えられた平成二十五年旧租特法第七十条の七の二第三項第九号」と、「同法第七十条の七の四第三項」とあるのは「平成二十五年旧租特法第七十条の七の二第三項第九号」とあるのは「平成二十五年旧租特法第七十条の七の二第三項第九号」と、「同法第七十条の七の二第三項第六号」とあるのは「平成二十五年旧租特法第七十条の七の四第四項第六号」と、同号イ中「租税特別措置法」とあるのは「平成二十五年旧租特法」とあるのは「平成二十五年旧租特法」とする。

附則（平成二六年三月二八日政令第九
五号）少

第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二

二項の改正規定は、平成二十六年十月一日から施行する。

一 第十二条の二第四項第一号の改正規定（「第九十五条」の下に「及び第百六十五条の六」を加える部分及び「第十条の五第一項」を「第十条の四第三項、第十条の五第一項か

四 第十二条の二第四項第一号の改正規定（「第十条の五第一項」を「第十条の四第三項、第十条の五第五項から第三項まで」に改める部分に限る）、第十八条の七第二項の改正規定

十六年四月一日)から施行する。

う経過措置)

改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「新令」という。）第十三条の二第二項の規定は、個人がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得又は新築をする所得税等の一部を改正する法律（平成二十六年法）等第一号。以下同様。

ら第三項まで)に改める部分を除く。)、同条第八項の改正規定、第十二条の二の二の改正規定、第十二条の二の三の改正規定、第十二条の三の改正規定、第十二条の三の二の改正規定、第十二条の三の三の改正規定及び第十二条の五第三項を削る改正規定 平成二十八年一月一日 第十二条の二第四項第一号の改正規定(

定（第六十五条の七第十五項第一号イ）を
第六十五条の七第十六項第一号イに改め
る部分に限る。）第十九条第十二項の改正規
定、同条第十三項の改正規定、同条第十四項
の改正規定、同条第二十九項の改正規定、同
条第三十項の改正規定、第二十三条の七第二
項の改正規定（第六十八条の七十八第十五
項第一号イ）を「第六十八条の七十八第十六
項第一号イ」に改める部分に限る。）及び第
二回までの文見三並びに該文項を付則第

法律の臨時特例に関する法律施行令第三十七条第一項（第七号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号に係る部分に限る。）の規定は、な

おその効力を有する。この場合において、同条第一項第七号中「青年等の就農促進のための資

に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新法」という。）第十一条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした改正法第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧法」という。）第十一条の

「第九十五条」の下に「及び第百六十五条の六」を加える部分に限る)、第十七条の二第三項の改正規定(「第七十二条第一項各号」の下に「又は第一百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号」を加える部分に限る)、第十七条の四の改正規定(同条第一項)を「同条第四項」に「同条第二項」を「同条第五項」に、「第十七条の一第十二項、第十七条の二第一項」に「第十七項」を加える部分に限る)、第十七条の二第三項の下に「第十一項、第一の三第二項」を加える部分に限る)。

項第一号イに改める部分に限る。)及び第二十四条の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 地域再生法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十九号)の施行の日

成二十五年法律第百二号)附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第四条の規定による廢止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する

る特別措置法」と、同条第二項第七号中「青年等の就農足進のための資金の貸付ナ等に關する

（法による被災者）が優良賃貸住宅の割増賃却に
関する経過措置

「第二項」を「第十七条の二第一項、第十七条の二第二項」、「第二項」を「第十七条の二第一項、第十七条の二第二項、第十八条の二第三項」に改める部分を除く)、第十八条の二第三項の改正規定(第十九条第五項第一号の改正規定(「代表者」の下に「人格のない団体等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人。以下この条において同じ。」)を加える部分を除く)、及び同条第四項の文正規定(平成二十八年四月一日

日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下この項において「新令」という。）第十二条の二から第十二条の三までの規定の適用については、新令第十二条の二第八項中「第五条の六の五まで」とあるのは「第五条の五まで及び第五条の六の二から第五条の六の五まで」と、第五条の五第八項、第五条の六第五項」とあるのは「第五条の五第八項」と、新令第十二条の二の二第三項中「第十条の五第一項」とあるのは「第十条の四第三項、第十条の五第一項」の第三項を

よりなお従前の例によることとされる場合における同法第四条の規定による廢止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」とする。

附 則
（平成二六年三月三一日政令第一

人が旅行日前に取得又は新築した日没第十九条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅については、なお從前の例による。

三
第一項の改正規定(平成二十一年四月一日)
第一条第二項の改正規定、第十三条の二の二の
二の改正規定、同条を第十三条の二の三とする
る改正規定、第十三条の二の次に一条を加え
る改正規定、第十八条の七第一項の改正規
定、同条第二項の改正規定(第六十五条の
七第十五項第一号イ)を「第六十五条の七第
十六項第一号イ」に改める部分を除く。)、同
条第三項の改正規定、同条を第十八条の八と
して規定する。

十五条の二第十三項の規定により読み替えて適用される地方法人税法（平成二十六年法律第十

（一号）第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額一を加える部分に限

この政令は、平成二十七年三月三十一日から施行する。
附 則（平成二七年三月三一日政令第一号）
（施行期日）

第二十二条の二の三第三項の改正規定、第二十二条の三第二項の改正規定、第二十二条の三の二第四項の改正規定及び第二十二条の三の三第

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則第一項第四号に定める日から平成二十七年十二月三十一日までの間ににおける所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)第十三条の規定(同法附則第一条第四号ホに掲げる規定を除く。)による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二から第十条の三の三までの規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十七年政令第百四十八号)附則第十条第一項及び第十二条の規定の適用については、同項中の「規定を」とあるのは、「規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十条の二第三項及び第四項、第十条の二の三第三項の二第三項及び第四項、第十条の二の三第三項及び第四項、第十条の三第一項、第十条の三の二第一項並びに第十条の三の三第一項の規定を」とする。

附 則

(平成二八年三月三一日政令第一)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十二条の二第四項第一号の改正規定(「、第十条の五の四第五項及び第六項」を削る部分に限る)、同条第八項の改正規定、第十九条第四十項の表の改正規定(同表租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第四項第二号の項及び租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五六項第一号の項を削る部分並びに同表租税特別措置法施行令第三十九条第二四十項の表の改正規定(同表租税特別措置法施行令第三十九条二号の項及び租税特別措置法施行令第三十九条四十七第五項第一号の項を削る部分並びに同表租税特別措置法施行令第三十九条二号の項に係る部分に限る)は、平成二十九年四月一日から施行する。

第二条 改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(以下「新令」という)第十二条の二第二項の規定は、個人がこの政令の施行の日(以下「施行日」という)以後に取得又は建設をする所

は建設をする新法第二十五条の二第一項の表の第一号の第五欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第二十五条の二第一項の表の第一号の第五欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした改正法第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「新法」という)第十条の二第一項に掲げる規定を除く。)による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「旧法」という)第十条の二第一項に掲げる減価償却資産については、なお従前の例によることとする。

附 則

(平成二八年三月三一日政令第一)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年法律第二十九号(以下「新令」とい

う)第十三条の二第一項(第四号及び第五号に係る部分に限る)の規定は、個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第二十五条の二第一項に規定する被災代替資産等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第二十六条第一項に規定する被災代替資産等については、なお従前の例による。

(復興産業集積区域等において機械等を取得し

た場合の特別償却又は法人税額の特別控除に關する経過措置)

第四条 新令第十七条の二第一項の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む)以下この条及び次条において同じ。)が施行日

以後に取得又は建設をする新法第十七条の二第一項の表の第一号の第五欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十七条の二第一項の表の第一号の第五欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

(個人の被災代替資産等の特別償却に関する経過措置)

第四条 新令第十七条の二第一項の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む)以下この条及び次条において同じ。)が施行日

以後に取得又は建設をする新法第十七条の二第一項の表の第一号の第五欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十七条の二第一項の表の第一号の第五欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

(個人の被災代替資産等の特別償却に関する経過措置)

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第十二条の二第四項第一号の改正規定(「第十条の四第三項」の下に「第十条の四第二项」を加える部分に限る)及び同条第八項の改正規定(「第十条の四第三項」の下に「第十条の四第二项」を加える部分に限る)企業立地の促進等による地域建設をした旧法第十七条の二第一項の表の第一号の第五欄に掲げる減価償却資産について、なお従前の例による。

第一条 第十二条の二第四項第一号の改正規定(「第十条の四第三項」の下に「第十条の四第二项」を加える部分に限る)企業立地の促進等による地域建設をした旧法第十七条の二第一項の表の第一号の第五欄に掲げる減価償却資産について、なお従前の例による。

(個人の被災代替資産等の特別償却に関する経過措置)

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第十二条の二第四項第一号の改正規定(「第十条の三第七項」を「第五条の三第八項」に改める部分を除く)、第十二条の三第三項第一号の改正規定(「第十二条の三第三項」に改める部分を除く)、第十二条の三第六項に改める部分に限る)、

(連結法人が復興産業集積区域等において機械

等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特

別控除に関する経過措置)

第一条 新令第二十二条の二第一項の規定は、連

絡親法人又は当該連結親法人による連結完全支

配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又

る部分に限る)の規定は、連結親法人又は當

該連結親法人による連結完全支配関係にある連

結子法人が施行日以後に取得等(取得又は製作

以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をい

う。以下この条において同じ。)をする新法第

二十二条第一項に規定する被災代替資産等につ

いては、なお従前の例による。

(個人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に

関する経過措置)

第一条 第二十二条の二第二項の規定によりな

りなおその効力を有するものとされる旧法第

八条の二の規定に基づく旧令第十八条の二の規

定は、なおその効力を有する。

(連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償

却に関する経過措置)

第一条 第二十二条の二第二項の規定により

なおその効力を有するものとされる旧法第二

六条の二の規定に基づく旧令第二十三条の二の規

定は、なおその効力を有する。

(法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償

却に関する経過措置)

第一条 第二十二条の二第二項の規定により

なおその効力を有するものとされる旧法第二

下第十二条の三の三までにおいて同じ。」を
加える部分に限る。) 令和二年一月一日
二 第二十条の次に一条を加える改正規定及び
第二十五条の次に一条を加える改正規定 令
和二年四月一日

三 第十五条第二項の改正規定及び第十五条の
二の改正規定 令和二年十月一日

四 第十二条の二第四項第一号の改正規定 (同
「第四十一条第一項」を「第十条の五の五第
三項、第四十条第一項」に改める部分に限
る。) 生産性向上特別措置法 (平成三十年法
律第二十五号) の施行の日

(復興産業集積区域等において機械等を取得し
た場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関
する経過措置)

この政令の施行の日から前項第四号に定める
日の前日までの間における改正後の東日本大震
災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に
関する法律施行令 (以下「新令」という。) 第
十二条の二の規定の適用については、同条第八
項中、「第十条の五の四第一項及び第二項並び
に第十条の五の五第三項」とあるのは、「並び
に第十条の五の四第一項及び第二項」とする。
(連結法人の法人税の額から控除される特別控
除額の特例に関する経過措置)

3

この政令の施行の日から生産性向上特別措置
法の施行の日の前日までの間における新令第二
十二条の四の規定の適用については、同条第一
項中、「第六十八条の十五の八」とあるのは
「第六十八条の十五の七」と、「第六十八条の
十五の八第一項」とあるのは、「第六十八条の
十五の七第一項」と、「第六十八条の十五の八
第一項後段」とあるのは、「第六十八条の十五の
七第一項」と、「第三十九条の四十七第二
十七項」とあるのは、「前条第二十七項」と、同
条第二項中、「第六十八条の十五の八」とある
のは、「第六十八条の十五の七」と、「第六十八
条の十五の八第一項」とあるのは、「第六十八
条の十五の七第一項」とする。

附 則 (平成三一年三月二九日政令第一〇六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から
施行する。ただし、第十五条第二項の改正規定
(同条第二十六項) を「同条第三十一項」に、
「第四十一条第二十六項」を「第四十一条第三
十一項」に改める部分を除く。)、同条第四項の

改正規定 (「第四十一条第二十六項」を「第四
十二条第三十一項」に改める部分を除く。) 及
び第十五条の二第二項の改正規定 (法第十三
条の二第一項) の下に「又は第三項」を、「同
条第三項中」の下に「同条第十三項又は第十
六項の規定により同条」とあるのは、「東日本大
震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例
に関する法律 (以下この項において「震災特例
法」という。) 第十三条の二第三項の規定によ
り法第四十一条」と、を加える部分及び「同
条第二十六項」を「同条第三十一項」に、「第
十五条の二第一項」を「第十五条の二第四項第
一号」に、「第四十一条第二十六項」を「第四
十二条第三十一項」に改める部分を除く。) 並
びに附則第三条第一項及び第二項並びに第四条
第一項の規定は、令和二年十月一日から施行す
る。

(個人の被災代替資産等の特別償却に関する經
過措置)

第二条 改正後の東日本大震災の被災者等に係る
国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令
(以下「新令」という。) 第十三条第二項 (第四
号に係る部分に限る。) の規定は、個人がこの
政令の施行の日 (以下「施行日」という。) 以
後に取得又は製作若しくは建設をする所得税法
等の一部を改正する法律 (平成三十一年法律第
六号。以下「改正法」という。) 第十五条の規
定による改正後の東日本大震災の被災者等に係
る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (以下
「新法」という。) 第十二条第一項に規定する被
災代替資産等について適用し、個人が施行日前
に取得又は製作若しくは建設をした改正法第十
五条の規定による改正前の東日本大震災の被災
者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法
律 (以下「旧法」という。) 第十二条第一項に
規定する被災代替資産等については、なお従前
の例による。

2 新令第十五条第四項の規定により読み替えて
適用される新租税特別措置法施行令第二十六条
の四第二十四項の規定により読み替えられた新
租税特別措置法施行令第二十六条の三第三項の
規定は、同項に規定する居住日 (以下この項に
おいて「居住日」という。) の属する年分 (か
らまでの各年分に限る。) 又はその翌年以後三
年内のいずれかの年分の所得税につき新租税特
別措置法第四十一条第一項の規定の適用を受け
た個人に対し以後に交付する新令第十五条第四
項の規定により読み替えて適用される新租税特
別措置法施行令第二十六条の四第二十四項の規
定により読み替えられた新租税特別措置法施行
令第二十六条の三第三項に規定する証明書につ
いて適用し、同日前に交付する新令第十五条の二
第五項の規定により読み替えて適用される新租税特
別措置法施行令第二十六条の三第三項に規定する
証明書について適用し、同日前に交付する新令第
十五条の二第五項の規定により読み替えて適用さ
れる新租税特別措置法施行令第二十六条の三第三
項に規定する証明書については、なお従前
の例による。

3 施行日から令和二年九月三十日までの間にお
ける新令第十五条第二項及び第四項の規定により読
み替えて適用される租税特別措置法施行令と
しては、これらの規定中「租税特別措置法施行
令等の一部を改正する政令 (平成三十一年政令
第二百二号) 附則第十四条第二項の規定により読
み替えて適用される租税特別措置法施行令」と
する。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別
控除の控除額に係る特例に関する経過措置)

第四条 新令第十五条の二第五項の規定により読
み替えて適用される新租税特別措置法施行令第
二十六条の三第三項の規定は、同項に規定する
居住日 (以下この項において「居住日」とい
う。) の属する年分 (からまでの各年分に限
る。) 又はその翌年以後八年内 (同条第三項に規
定する八年内をいう。以下この項において同
じ。) のいずれかの年分の所得税につき新租税
特別措置法第四十一条第一項の規定の適用を受
けた個人に対し以後に交付する新令第十五条の
二第五項の規定により読み替えて適用される新
租税特別措置法施行令第二十六条の三第三項に
規定する証明書について適用し、同日前に交付
した旧令第十五条の二第二項の規定により読み
替えて適用される旧租税特別措置法施行令第
二十六条の三第三項に規定する証明書及び居住
日 (以下この項において「居住日」という。) の属
する年分 (平成三十一年の各年分に限る。) 又
はその翌年以後八年内 (同条第三項に規定する
八年内をいう。) のいずれかの年分の所得税につ
き新租税特別措置法施行令第二十六条の三第三
項に規定する証明書について適用されるとする。

行令第二十六条の三第三項に規定する証明書及
び居住日の属する年分 (平成三十一年以前の各年
分に限る。) 又はその翌年以後三年内のいずれ
かの年分の所得税につき新租税特別措置法第四
一条第一項の規定の適用を受けた個人に対し
以後に交付する新令第十五条第四項の規定によ
り読み替えて適用される新租税特別措置法施行
令第二十六条の四第二十四項の規定により読み
替えて適用される旧租税特別措置法施行令第
二十六条の三第三項に規定する証明書について
付する新令第十五条の二第五項の規定により
読み替えて適用される新租税特別措置法施行
令第二十六条の三第三項に規定する証明書につ
いては、なお従前の例による。

施行日から令和二年九月三十日までの間にお
ける新令第十五条の二第五項の規定の適用につ
いて読み替えられた旧租税特別措置法施行

して政令で定める規定は、旧震災特例法施行令第二十三条の四第一項各号に掲げる規定とする。

4 改正法附則第百三十六条规定第十九項の規定により改正法附則第百十八条规定第五項の規定を読み替えて適用する場合及び改正法附則第百三十六条规定第二項の規定により同様に適用する場合

第二十項の規定により新規利害別割当法第五十二条の三の規定を適用する場合における附則第四十六条第六項の規定の適用については、同項中「規定を」とあるのは、「規定又は旧震災特法施行令第二十三条の四第一項各号に掲げる規定を」とする。

新震災特例法施行令第十九条の規定の適用については、同条第七項及び第八項に規定する買換資産には旧震災特例法第十九条第四項又は第二十条第十四項に規定する連結買換資産を含むものとし、新震災特例法施行令第十九条第八項に規定する増額をしなかつたときには同項に規定する当該買換資産の帳簿価額につき旧震災特例法施行令第二十四条第八項前段に規定する金額の増額をしなかつた場合を含むものとし、新震災特例法施行令第十九条第十項、第十一項及び第十七項に規定する買換資産には旧震災特例法第十九条第十一項又は第二十条第十六項に規定する連結買換資産を含むものとし、新震災特例法施行令第十九条第十一項に規定する増額をしなかつたときには同項に規定する当該買換資産の帳簿価額につき旧震災特例法施行令第二十四条第八項前段に規定する金額の増額をしなかつた場合を含むものとし、新震災特例法施行令第十九条第三十三項に規定する買換資産には同項に規定する譲渡事業年度以後の各事業年

度において旧震災特例法第二十七条第一項及び第八項並びに第二十八条第八項及び第九項の規定の適用を受けた旧震災特例法第二十七条第一項に規定する貿易資産を含むものとし、新震災特例法第二十条第七項及び第八項の規定の適用を受けた新震災特例法施行令第十九条第三十四項に規定する特別勘定に係る貿易資産を含むものとし、新震災特例法施行令第十九条第三十八項に規定する適用がある場合には旧震災特例法適用を受けた当該特別勘定に係る旧震災特例法第二十七条第一項に規定する貿易資産を含むものとし、新震災特例法施行令第十九条第三十九項の規定の適用を受ける場合には旧震災特例法第二十七条规定から第二十九条までの規定の適用がある場合を含むものとする。

特例法第二十七条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する旧租税特別措置法第六十八条の七十八第八項の規定により新震災特例法施行令第十九条第十六項に規定する当該買換資産の取得価額に算入されなかつた金額（旧震災特例法第二十七条第七項において準用する旧租税特別措置法第六十八条の七十八第八項に規定する益金の額に算入された金額を含む。）は新震災特例法施行令第十九条第十六項第一号に規定する事情とみなし、旧震災特例法第二十七条第七項において準用する旧租税特別措置法第六十八条の七十八第八項の規定により新震災特例法第二十七条第四項に規定する事情は新震災特例法施行令第十九条第十七項に規定する当該買換資産の取得価額に算入されなかつた金額とみなす。（旧震災特例法第二十七条第七項において準用する旧租税特別措置法第六十八条の七十八第八項に規定する事情は新震災特例法施行令第十九条第十一項に規定する事情とみなす。）は新震災特例法施行令第十九条第二号に規定する事情とみなし、旧震災特例法施行令第二十四条第二十項において準用する新租税特別措置法施行令第三十九条の七第二十四項各号に掲げる資産とみなし、旧震災特例法施行令第二十四条第二十項において準用する旧租税特別措置法施行令第三十九条の六第二十一項第二号から第五号までに定める日は新震災特例法施行令第十九条第二十項において準用する新租税特別措置法施行令第三十九条の七第二十項各号に定める日とみなし、旧震災特例法施行令第二十四条第二十項において準用する新租税特別措置法施行令第三十九条の六第二十一項第二号から第五号までに定める日は新震災特例法施行令第十九条第八項において準用する新租税特別措置法施行令第十九条第七項の七第二十項各号に規定する取得に充てようとする額とみなし、旧震災特例法第二十八条第一項の特別勘定の金額の計算の基礎となつた同項に規定する取得に充てようとする額は新震災特例法施行令第十九条第七項の七第二十項各号に規定する取得に充てようとする額とみなし、旧震災特例法第二十八条第一項に規定する買換資産で旧震災特例法第二十八条第七項及び

第八項の規定の適用を受けたものとみなし、旧震災特例法第二十八条第五項の規定により引き継ぎを受けた特別勘定の金額を有する同項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人は新震災特例法施行令第十九条第二十九項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とみなし、旧震災特例法第二十八条第五項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額の計算の基礎となつた同条第一項、第三項又は第五項第二号に規定する取得に充てようとする額は新震災特例法施行令第十九条第二十九項に規定する取得に充てようとする額とみなし、旧震災特例法第二十七条第一項に規定する買換資産で旧震災特例法第二十八条第八項及び第九項の規定の適用を受けたものは新震災特例法施行令第十九条第二十九項に規定する他の買換資産で新震災特例法第二十条第七項及び第八項の規定の適用を受けたものとみなし、旧震災特例法第二十八条第一項の特別勘定の金額及び同条第三項に規定する期中特別勘定の金額のうち同条第五項に規定する適格合併、適格分割又は適格現物出資により同項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に既に引き継いだものがある場合とみなし、旧震災特例法第二十八条第五項の規定により引き継ぎを受けた特別勘定の金額のうち同項に規定する適格合併、適格分割又は同条第三十三項に規定する引き継いだものがある場合とみなし、旧震災特例法施行令第十九条第三十四条に規定する引き継いだものがある場合とみなす。

新震災特例法第二十条第四項の規定を適用する場合において、同項第二号に定める金額の計算の基礎となる同号に規定する特別勘定の金額が連結事業年度において設けた旧震災特例法第二十八条第一項の特別勘定の金額であるときは、同号に規定する取得指定期間は、同項に規定する取得指定期間とする。

新震災特例法第二十条第七項の規定を適用する場合において、次の各号に掲げる場合には該当するときは、同項に規定する取得指定期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に規定する期間（第一号又は第二号に規定する引継ぎを受けた日（第三号に掲げる場合にあつては、連結事業年度に該当しないこととなつた事

業年度開始の日)以後に新震災特例法第十九条第三項に規定するやむを得ない事情が生じたため、新震災特例法第二十条第七項の法人が当該各号に定める期間内に新震災特例法第十九条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、当該法人人が納税地の所轄税務署長の承認を受けたとき(旧震災特例法施行令第十九条第二十六項の承認を受けたときを含む。)は、次の各号に定める期間の初日から当該各号に規定する特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額の基礎となつた譲渡価額をした日を含む連結事業年度終了日の翌日以後三年以内において当該税務署長が認定した日(旧震災特例法施行令第十九条第二十六項の承認を受けた場合には、当該承認をした税務署長が認定した日)までの期間)とする。

一 新震災特例法第二十条第七項に規定する特別勘定の金額が旧震災特例法第二十八条第五項の規定により引き継ぎを受けた同項各号に定める特別勘定の金額である場合 当該引き継ぎを受けた日から同条第一項に規定する取得指定定期間の末日までの期間

二 新震災特例法第二十条第七項に規定する特別勘定の金額が旧震災特例法第二十八条第五項の規定により引き継ぎを受けた同項第二号に定める期中特別勘定の金額である場合 同条第三項第一号に規定する期間

三 新震災特例法第二十条第七項に規定する特別勘定の金額が連結事業年度において設けた旧震災特例法第二十八条第一項の特別勘定の金額である場合 同項に規定する取得指定期間

新震災特例法施行令第十九条第二十六条項の規定は、前項の税務署長の承認を受けようとする法人の申請について準用する。この場合において、同条第二十六項中「同項」とあるのは「法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和二年政令第二百七号)。第四号及び第五号において「令和二年改正令」という。附則第六十三条第九項」と、同項第四号及び第五号中「前項」とあるのは「令和二年改正令附則第六十三条第九項」と読み替えるものとする。

旧震災特例法第二十条の規定の適用がある場合における附則第二十二条第二項(附則第十八条、第二十五条及び第二十九条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「又は第六十五条の人第十項」とあるの

附 則（令和三年三月三日政令第一二五号）抄

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十九条の二第八項の改正規定（「されたもの」の下に「又は確認を受けたもの」を加える部分に限る。）及び同条第三項の改正規定（「されたもの」の下に「又は確認を受けたもの」を加える部分に限る。）並びに附則第十四条第一項の規定 令和四年一月一日

二 第十二条の二第四項第一号の改正規定（「第十条の五の四の二第三項」を「第十条の五の五第三項、第十条の五の六第七項から第九項まで」に改める部分に限る。）及び同条第八項の改正規定（並びに第十条の五の四の第二第三項」を「第十条の五の五第三項並びに第十条の五の六第七項から第九項まで」に改める部分に限る。）産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日

（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二条 復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号。以下「復興庁設置法等改正法」という。）附則第十三条第一項の規定の適用がある場合における改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「新令」という。）第十二条の二の二第一項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 復興庁設置法等改正法附則第十三条第一項の規定により福島復興再生特別措置法（平成

第一條 この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十九条の二第八項の改正規定（「されたもの」の下に「又は確認を受けたもの」を加える部分に限る。）及び同条第三項の改正規定（「されたもの」の下に「又は確認を受けたもの」を加える部分に限る。）並びに附則第十四条第一項の規定（令和四年一月一日から施行する。）

二 第十二条の一第四項第一号の改正規定（「第十条の五の四の二第二项」を「第十条の五の五第三項、第十条の五の六第七項から第九項まで」に改める部分に限る。）及び同条第八項の改正規定（並びに第十条の五の五第三項並びに第二项の改正規定（「第十条の五の五第三項並びに第十条の五六第七項から第九項まで」に改める部分に限る。）産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日

（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二条 復興庁設置法等の一部を改正する法律

(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置) 指定

第三条 新令第十二条の三第一項の規定は、個人の令和三年以後の所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号。以下「改正法」という。)第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「新法」という。)第十条の三第一項に規定する適用年の年分の所得税について適用し、個人の令和二年以前の改正法第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「旧法」という。)第十条の三第一項に規定する適用年の年分の所得税については、なお従前の例による。

(企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第四条 復興庁設置法等改正法附則第十三条第二項の規定の適用がある場合における新令第十二条の三の二第三項及び第四項の規定の適用については、施行日前に旧福島特措法第十八条第二項第二号に規定する企業立地促進区域の変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出(以下この項において「変更の提出」という。)があつた場合における当該

第五条 改正法附則第九十条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十一條の規定に基づく改正前の東日本大震災の被災者の規定に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(以下「旧令」という。)第十三条の二の規定は、なおその効力を有する。
(企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

二 みなし企業立地促進計画の福島復興再生特別措置法第十八条第四項の規定による提出のあった日は、旧福島特措法第十八条第四項の規定による同条第一項に規定する企業立地促進計画の提出のあった日とする。

二 施行日前に旧福島特措法第十八条第二項第二号に規定する企業立地促進区域の変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出（以下この号において「変更の提出」という。）があつた場合における当該変更についての福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日は、当該変更の提出のあつた日とする。

（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七条 新令第十七条の三第一項の規定は、法人（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第一号に

は、「若しくは第六十五条の八第十項又は旧震災特例法第二十条第十項」とする。

二十四年法律第二十五号)第十八条第四項の規定により提出された同条第一項に規定する企業立地促進計画等のみなされたもの(以下「みなし企業立地促進計画」という。)の同条第四項の規定による提出のあった日は、復興庁設置法等改正法第三条の規定による改正前後の福島復興再生特別措置法(以下「旧福島特措法」という。)第十八条第四項の規定による同条第一項に規定する企業立地促進計画の提出のあつた日とする。

二 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧福島特措法第十八条第二項第一号に規定する企業立地促進区域の変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出(以下この号において「変更の提出」という。)があつた場合における当該変更についての福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた日は、当該変更の提出のあつた日とする。

(復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第三条 新令第十二条の三第一項の規定は、個人の令和三年以後の所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号。以下「改正法」という。)第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「新法」という。)第十条の三第一項に規定する適用年の年分の所得税について適用し、個人の令和二年以前の改正法第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「旧法」という。)第十条の三第一項に規定する適用年の年分の所得税については、なお従前の例による。

(企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第四条 復興庁設置法等改正法附則第十三条第一項の規定の適用がある場合における新令第十二条の三の二第三項及び第四項の規定の適用については、施行日前に旧福島特措法第十八条第二号に規定する企業立地促進区域の変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出(以下この項において「変更の提出」という。)があつた場合における当該

変更についての福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた日は、当該変更の提出のあつ

二 みなし企業立地促進計画の福島復興再生特別措置法第十八条第四項の規定による提出のあった日は、旧福島特措法第十八条第四項の規定による同条第一項に規定する企業立地促進計画の提出のあった日とする。

二 施行日前に旧福島特措法第十八条第二項第二号に規定する企業立地促進区域の変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出（以下この号において「変更の提出」という。）があつた場合における当該変更についての福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあった日は、当該変更の提出のあつた日とする。

（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七条 新令第十七条の三第一項の規定は、法人（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第一号に

規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。)の施行日以後に終了する新法第十七条の三第一項に規定する適用年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した旧法第十七条の三第一項に規定する適用年度分の法人税については、なお從前の例による。(企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第八条 復興序設置法等改正法附則第十三条第一項の規定の適用がある場合における新令第十七条の三の二第一項及び第二項の規定の適用については、施行日前に旧福島特措法第十八条第二項第二号に規定する企業立地促進区域の変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出(以下この項において「変更の提出」という)があつた場合における当該変更についての福島復興再生特別措置法第十八條第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた日は、当該変更の提出のあつた日とする。

(復興序設置法等改正法附則第十三条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定により福島復興再生特別措置法第二十条第三項の認定を受けた同条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画とみなされたものについての新令第十七条の三の二第二項各号に規定する認定を受けた日は、旧福島特措法第二十二条第三項の認定を受けた日とする。

(法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置)

(以下この条において「連結親法人」という。)又は当該連結親法人による同項第十三号に規定する連結完全支配関係(以下この条において「連結完全支配関係」という。)にある同項第三号に規定する連結完全支配の連結子法人(以下この条における新法第二十五条の三第一項に規定する連結親法人による連結完全支配関係による連結完全支配関係と同一のものとする。)の適用年度(次項において「適用年度」という。)の適用年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した旧法第二十五条の三第一項に規定する適用年度分の法人税については、なお従前の例による。

改正附則第百十条第二項の規定によりみなして適用する新法第二十五条の三の規定の適用がある場合における新令第二十二条の三第二項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 改正附則第百十一条第二項に規定する指定を受けた連結親法人又はその連結子法人が同項に規定する旧被災雇用者等(以下この号において「旧被災雇用者等」という。)に対して支給する同項に規定する給与等の額のうち当該適用年度の連結所得(新法第二条第三項第三十四号に規定する連結所得をいう。)の金額の計算上損金の額に算入されるもの(改正法附則第百十条第二項の規定によりみなして適用する新法第二十五条の三第一項の規定の適用に係るもので平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に当該連結親法人又はその連結子法人が当該指定をした改正附則第百十条第二項に規定する旧認定を受けて同項の旧復興推進計画に定められた同項に規定する旧復興産業集積区域(復興庁設置法等改正法第二条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村の区域を除く。)内に所在する改正法附則第百十条第二項に規定する旧産業集積事業所に勤務する旧被災雇用者等に対する支給するもの(次号において「特定給与等の額」という。)に限る。)の百分の七に相当する金額

掲げる金額のうち特定給与等の額以外の金額
の百分の十に相当する金額
(連結法人が企業立地促進区域等において避難
対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別
控除に関する経過措置)

第十二条 復興府設置法等改正法附則第十三条第一項の規定の適用がある場合における新令第二十二条の三の二第一項及び第二項の規定の適用については、施行日前に旧福島特措法第十八条第二項第二号に規定する企業立地促進区域の変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出(以下この項において「変更の提出」という。)があつた場合における当該変更についての福島復興再生特別措置法第十八条第七項において準用する同条第四項の規定による提出があつた日は、当該変更の提出があつた日とする。

復興府設置法等改正法附則第十三条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定により福島復興再生特別措置法第二十条第三項の認定を受けた同条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画とみなされたものについての新令第二十一条の三の二第二項各号に規定する認定を受けた日は、旧福島特措法第二十条第三項の認定を受けた日とする。

(連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する経過措置)

第十三条 改正法附則第百四十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第二十六条の二の規定に基づく旧令第二十三条の二の規定は、なおその効力を有する。

(相続税又は贈与税の特例に関する経過措置)

第十四条 新令第二十九条の二第四項及び第九項の規定は、令和四年一月一日以後に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用に係る同条第十四項の申告書を提出する場合について適用し、同日前に同条第一項の規定の適用に係る同条第十四項の申告書を提出した場合については、なお從前の例による。

この政令の施行の際現に旧福島特措法第三十四条第三項に規定する帰還環境整備交付金の交付を受けて行われている事業は、新令第二十九条の二の三第二項第一号に掲げる事業とみなして、同項の規定を適用する。

この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二の二の改正規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第五十六号)の施行の日から施行する。

附 則（令和四年三月三一日政令第一五七号）

この政令は、令和四年四月一日から施行する。（施行期日）

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。（個人の被災代替資産等の特別償却に関する経過措置）

第二条 所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下「改正法」という。）附則第六十一条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第十六条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧法」という。）第十一条の一（第一項の表の第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定に基づく改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「旧令」という。）第十三条の二第一項及び第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。（法人の被災代替資産等の特別償却に関する経過措置）

第三条 改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法（次項において「旧効力震災特例法」という。）第十八条の二（第一項の表の第一号及び第二号に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定に基づく旧令第十八条の二（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

に対する旧効力震災特例法第十八条の二の規定の適用については、同条第一項中「割合（当該法人が、租税特別措置法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者又は同項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合）」とあるのは、「割合」とする。

〔第十条の五の四第一項から第四項まで〕に改める部分及び〔第七項まで〕を〔第八項まで〕に改める部分を除く。は、同年六月一日から施行する。

（被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置）

第四条 改正法附則第六十三条第二項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四十三条の規定に基づく旧令第三十四条の規定は、なおその効力を有する。

2 改正法附則第六十三条第七項において準用する改正法附則第五十四条第七項に規定する届出書を提出した被相続人（包括遺贈者を含むものとし、改正法附則第六十三条第七項において準用する改正法附則第五十四条第八項の届出書を提出した者を除く。）から相続（包括遺贈を含む。）により酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。以下この項において同じ。）の製造免許（同法第七条第一項に規定する製造免許をいう。）に係る製造業を承継した相続人（包括受遺者を含むものとし、改正法第十条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十七条第一項の規定の適用を受けた者を除く。）が酒税法第十九条第二項の規定の適用を受けた場合において、当該相続人が同条第一項の申告をするまでに改正法附則第六十三条第七項において準用する改正法附則第五十四条第七項に規定する届出書を酒類の製造場（二以上の製造場を有するときは、いずれか一の製造場）の所在地を所轄する税務署長に提出したときは、当該相続人が令和六年三月三十日までに当該届出書を当該税務署長に提出したものとみなして、改正法附則第六十三条第七項において準用する改正法附則第五十四条第七項の規定を適用する。

附 則（令和五年六月九日政令第二〇五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年三月三〇日政令第一五五号）

この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十二条の二（第四項第一号の改正規定）（第十条の五の四第一項及び第二項）を